

## 憲法の予定している司法権と立法権の関係について —投票価値の平等をめぐる訴訟と最高裁から国会へのメッセージ—

中京大学法科大学院 教授  
横尾日出雄

1. はじめに
2. 投票価値の平等をめぐる訴訟
  - (1) 選挙に関する憲法上の原則と投票価値の平等
  - (2) 衆議院議員選挙に関する訴訟の経緯
  - (3) 参議院議員選挙に関する訴訟の経緯
3. 憲法の予定している司法権と立法権の関係
  - (1) 最高裁による合憲性の判断の枠組みと「憲法の予定している司法権と立法権との関係」
  - (2) 最高裁から国会へのメッセージ
4. おわりに

### 1. はじめに

最高裁は、衆議院小選挙区選挙の選挙区割りについて、三度続けて「違憲状態」との判断を示し、国会に対して違憲状態の解消を求める判断を示した。すなわち、平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙の選挙区割りに関する公職選挙法の規定の合憲性が問題となった選挙無効訴訟において、平成27年11月25日に、最高裁大法廷は、選挙区間の選挙人数の最大較差が2.129対1に達していた本件選挙について、小選挙区の選挙区割りは「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」にあったとして「違憲状態」の判断を示しつつ、本件において憲法上要求される合理的期間内の是正がなされなかったとはいえ、本件区割規定が憲法の規定に違反するものとはいえないとする判決を下した（平成27年11月25日大法廷判決<sup>(1)</sup>、以下「平成27年判決」という）。かくして、小選挙区選挙の区割規定が「違憲状態」にあると判断した最高裁判決が、平成23年3月23日大法廷判決<sup>(2)</sup>（以下「平成23年判決」という）および平成25年11月20日大法廷判決<sup>(3)</sup>（以下「平成25年判決」という）に続いて、三度連続するという異常な状況が生じている。

また、現在の参議院議員は、平成25年7月21日の参議院通常選挙と平成22年7月11日の参議院通常選挙で、それぞれ半数ずつ選出されているが、選挙区選挙については、選挙区間の選挙人数の最

大較差が、平成25年選挙では4.77対1、平成22年選挙では5.01対1に達していたことから、最高裁は、それぞれ「違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態」にあったとして「違憲状態」の判断を示した（平成26年11月26日大法廷判決<sup>(4)</sup>および平成24年10月17日大法廷判決<sup>(5)</sup>、以下、それぞれ「平成26年判決」、「平成24年判決」という）。現行制度では、衆議院議員は総定数475で、そのうち比例代表選出議員が180、小選挙区選出議員が275であり、参議院議員は総定数242で、そのうち比例代表選出議員が96、選挙区選出議員が146であり、3年毎の半数改選となっている。公職選挙法上の定数配分規定や区割規定は、その合憲性が問題となる場合に、全体として違憲の瑕疵を帯びるとするのが最高裁判例の立場であるので、現行の衆議院小選挙区選挙および参議院選挙区選挙の区割規定や定数配分規定は、投票価値の平等の観点から全体として「違憲状態」にあることになる。そうすると、現在の国会議員のおよそ3分の2の議員が「違憲状態」の選挙で選出されているという、これもまた異常な事態が生じている<sup>(6)</sup>。

現在の衆議院議員が選出された本件選挙について判断した平成27年判決は、本件区割規定が違憲ではないとする結論を示した後に、違憲状態の解消のために国会に対して必要な取組みを求める説示を行っている。このような是正を求める国会へのメッセージは、平成25年判決や平成23年判決、そしてそれ以前の最高裁判決にも示されているものであり、さらに、参議院議員選挙に関する平成26年判決や平成24年判決においても見られるものである。かくして、最高裁は、投票価値の不平等をめぐる訴訟において、合憲性の判断をしながら、国会に対して憲法上の問題の是正を求める内容のメッセージを明示するようになってきている。選挙制度の具体的な構築は国会の裁量に委ねられたものであるが、憲法が国会に委ねた立法裁量事項について、憲法上の原理・原則をふまえて具体化することが必要とされるのであり、最高裁は、投票価値の不平等にかかわる問題について、国会に対してその是正に必要な点を示しつつ、国会の立法裁量の範囲を限定し拘束するようになってきている。このような国会との関係を、最高裁は、平成25年判決、平成26年判決および平成27年判決で、「憲法の予定している司法権と立法権との関係」として捉え、国会の立法裁量事項について最高裁がその裁量範囲を限定ないし拘束するものとしているように思われる。

近年の最高裁判例は、国会の裁量権の適切な行使を求め、訴訟当事者の実際上の救済をはかる方向が見られるが<sup>(7)</sup>、投票価値の平等をめぐる訴訟においても、最高裁から国会へのメッセージを示すことにより、憲法上の問題の是正のために国会の立法裁量を限定する姿勢が強まっているように思われる。そして、このような憲法上の問題をめぐる最高裁と国家機関等との関係を「対話的違憲審査」の理論として整理する考え方も見られる<sup>(8)</sup>。

そこで、本稿では、平成27年判決をはじめとする投票価値の平等をめぐる訴訟を概観して、最高裁判決における最高裁から国会へのメッセージをもとに、最高裁による合憲性の判断の枠組みと「憲法の予定している司法権と立法権との関係」を示し、立法裁量の限定と国会の対応の責務の問題について検討することとしたい。

## 2. 投票価値の平等をめぐる訴訟

### (1) 選挙に関する憲法上の原則と投票価値の平等

#### ①選挙に関する憲法上の原則

日本国憲法においては、主権者たる国民の選挙によって国会議員が選出され、衆議院も参議院も「全国民を代表する選挙された議員」（43条1項）で組織される。公務員を選定し罷免することは国民固有の権利とされ（15条1項）、国会議員の選挙も、国民の選挙権の行使によって実施される。したがって、衆議院議員も参議院議員も、国民代表としての憲法上の位置づけに相違はない。

そして、現代の選挙においては、選挙の自由・公正と効果的な代表の実現のために、①普通選挙、②平等選挙、③自由選挙、④秘密選挙、⑤直接選挙、という選挙に関する基本原則が採用され、日本国憲法においても、これらの選挙原則が、憲法上の原則として採用されている。

「普通選挙」とは、「制限選挙」に対するものであり、財産や納税額のみならず教育や性別などにより選挙人資格を制限しないとする原則であり、日本国憲法では、「成年者による普通選挙」が保障され（15条3項）、選挙人資格について「人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入」による差別の禁止が定められている（44条但書）。つぎに、「平等選挙」とは、「等級選挙」や「複数選挙」のような差異を認める不平等選挙に対するもので、「法の下での平等」を定める14条1項により保障される原則であり、「一人一票の原則」という選挙人資格の数的平等のみならず、各選挙人の投票が選挙の結果に対してもつ重みにおいても平等でなければならないとする「投票価値の平等」も要請されるものである。そして、「自由選挙」とは、不自由選挙に対するものであり、投票行動の自由（強制投票の禁止・棄権の自由）や選挙運動の自由を保障するもので、15条4項後段や21条を根拠に認められると解される。さらに、「秘密選挙」とは、投票の秘密が保障された選挙であり、選挙人がどの候補者や政党に投票したかを第三者が知り得ない方法で行われるもので、15条4項が投票の秘密を保障している。最後に、「直接選挙」とは、「間接選挙」に対するものであり、選挙人が公務員を直接に選出する選挙を意味するが、日本国憲法上、地方公共団体の選挙では明確な規定（93条2項）があるものの、国会議員の選挙については明示の規定を欠いている。しかし、この直接選挙の意味を、選挙の過程に他者の意思が介入することなく、選挙人の投票の意思が選挙結果に直接反映される形で、公務員が選定されるという意味を含めて広く解する場合には、43条1項もしくは15条1項・3項を根拠に、憲法上の原則として解されなければならない。

以上のような選挙原則は、いずれも憲法上の要請として理解されなければならない。したがって、国会議員の選挙においても当然適用されることになり、衆議院および参議院の両者の選挙について、原則としては同様に適用されるべきであり、各議院の憲法上の位置づけや役割との関係で一定の調整が図られることになる。

#### ②投票価値の平等と較差の許容限度

平等選挙の原則は、そもそも近代立憲主義憲法の下で、選挙人資格の平等として「一人一票の原

則」を指すものとして理解され、複数の投票権を持つ選挙人が認められる複数選挙や、身分や納税額によって選挙人が複数の等級に分けられる等級選挙などの不平等選挙を禁止する選挙原則として定立されたものである。しかし、第一次大戦後に普及した比例代表制の選挙制度では、この平等選挙の原則は、各選挙人の投票が選挙の結果に対してもつ重みにおいても平等でなければならないとする「投票価値の平等」も要請されると解されるようになった。そして、多数代表制や少数代表制の選挙制度にも妥当すべきものとされ、各選挙区間の選挙人数（人口）と議員数とが均等になるように選挙区割りや議席配分がなされなくてはならないとする原則として理解されている。<sup>(10)</sup>

日本国憲法においても、このような「投票価値の平等」は、憲法14条1項の保障する選挙権の平等から導かれる憲法上の原則として位置づけられる。しかし、ある選挙区と他の選挙区との間の投票価値の平等が問題となる場合に、選挙人資格の平等における「一人一票」というような明確な数字で割り切れるものではなく、選挙区間の平等の比率を常に1対1とすることは、選挙区割りの具体的あり方や実際の人口移動などを考慮すれば、技術的に困難であることは疑いない。かくして、憲法が保障する選挙権の平等において、「投票価値の平等」は、絶対な1対1の較差を厳格に要請しているとはいえないとしても、どの程度の較差であれば憲法上許容されるのか、選挙区間の最大較差の許容限度が問題とされてきた。

この点で、最も有力な学説は、「衆議院議員選挙については、具体的には、一票の重みが議員一人当たりの人口の最高選挙区と最低選挙区とでおおむね2対1以上に開くことは、投票価値の平等の要請に反すると解するのが妥当である。一票の重みが特別な合理的な根拠もなく選挙区間で2倍以上の較差をもつことは、平等選挙（一人一票の原則）の本質を破壊することになるからである。」と説明し、<sup>(11)</sup>このような考え方は、学説の一般的な傾向を凝縮したもので、広く支持されるものとなっている。衆議院においては人口に比例して平等原則が厳密に適用されるべきという前提で、投票価値の平等についても一人一票の原則を破壊しない限度として2対1の基準が打ち出されているのであるが、逆に2対1を超えてしまえば、一人一票の原則が根底から崩れてしまうことになるのであるから、他の憲法上の要請がない限りは、選挙区の構築における技術的な問題との調整の必要を考慮して、可能な限り1対1に近づけることを原則とすべきである。<sup>(12)</sup>また、参議院の場合については、学説の傾向としては、衆議院の人口比例原則の厳密な適用が参議院においては多少とも緩和されることを理由に、2対1の基準を超えることも許容するものも見られるが、最も有力な学説は、「両院制の趣旨に適合する『公正かつ効果的な代表』を実現するために真にやむを得ない合理的な理由が存するかぎり、人口比例の幅が衆議院の場合より若干広くなる可能性は認められるとしても、もし都道府県を単位とする地方区（旧）では人口比例から大きく乖離する現状の是正が難しいとすれば、むしろ憲法原則である投票価値の平等を生かすための新しい選挙区制の検討が必要となろう」として、<sup>(13)</sup>投票価値の平等の実現を重視している。参議院も、国民代表的性格は衆議院と異なるのであり、衆議院の場合と異なる憲法上の要請は、任期6年で3年ごとの半数改選（46条）という点のみであるから、これに基づく「真にやむを得ない合理的な理由」がない限りは、人口比例原則を後退させる必要性はなく、最大で2対1を基準とするのが最も合理的である。<sup>(14)</sup><sup>(15)</sup>

## (2) 衆議院議員選挙に関する訴訟の経緯

### ①昭和51年判決とその後の最高裁判決

投票価値の平等は、実際の選挙に関して、従前は議員定数の不均衡の問題として訴訟で争われ、今日では一般に「一票の格差」訴訟として争われているものである。これは、各選挙区の議員定数の配分に不均衡があり、そのために有権者数（人口数）との比率において、選挙区間における選挙人の投票の価値（一票の重み）に不平等が存在し違憲ではないかという問題で、衆議院議員選挙においては、かつての中選挙区制における議員定数不均衡の問題として、また、小選挙区比例代表並立制の導入後は、主として小選挙区選挙における選挙区割りの不均衡の問題として争われ、参議院議員選挙においては、かつての地方区選挙、現行の選挙区選挙における議員定数不均衡の問題として争われているものである。

国会議員の定数不均衡訴訟に関する最初の最高裁の判断は、参議院議員選挙における議員定数配分規定の合憲性に関する事案について判断した昭和39年2月5日大法廷判決（民集18巻2号270頁、以下「昭和39年判決」という）であるが、選挙に関する事項の決定は国会の広い裁量的権限に委ねられ、定数配分の不均衡の問題は立法政策の当否の問題にとどまるもので違憲の問題は生じないとしていた。

しかし、衆議院議員選挙における議員定数配分規定の合憲性に関する事案について判断した昭和51年4月14日大法廷判決（民集30巻3号223頁、以下「昭和51年判決」という）は、国会議員の選挙における各選挙人の投票価値の平等は憲法の要求するものであり、国会が定めた具体的な選挙制度において合理的に是認することができない投票価値の不平等が存するときは違憲になるとして、選挙区間の最大較差4.99対1の公職選挙法上の議員定数配分規定を違憲と判断した。本判決では、投票価値の平等について、「憲法14条1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民はすべての政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、右15条1項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等をもまた、憲法の要求するところである」と、投票価値の平等が憲法の要求するものであることを認めたとうえで、「具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは到底考えられない程度に達しているときは、もはや国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定されるべきものであり、このような不平等を正当化すべき特段の理由が示されない限り、憲法違反と判断するほかはない」と、投票価値の不平等に関する合憲性の判断の基準を示しながら、「具体的な比率の偏差が選挙権の平等の要求に反する程度となったとしても、これによって直ちに当該議員定数配分規定を憲法違反とすべきものではなく、人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合に始めて憲法違反と断ぜられるべきものと解する」と、違憲と判断する場合には合理的期間内に是正がなされたかどうかの検討が必要とされ、さらに、「行政事件訴訟法の規定に含まれる法の基本原則の適用により、選

挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありうる」として、「本件選挙は憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示するにとどめ、選挙自体はこれを無効としないこととするのが相当」であると、いわゆる事情判決の法理を採用したものである。

かくして、昭和51年判決は、投票価値の平等が憲法上の要請であることを明示的に認め、これ以降の議員定数不均衡訴訟の最高裁判決では、地方議会議員の定数不均衡の事案に関するもの（昭和59年5月17日第一小法廷判決・民集38巻7号721頁）も含めて、この昭和51年判決の合憲性の判断の枠組みが基本的に踏襲されている。

その後の衆議院議員選挙の定数不均衡訴訟においては、最大較差3.94対1の事案を違憲状態とした昭和58年11月7日大法廷判決（民集37巻9号1243頁）、最大較差4.40対1の事案を違憲とした昭和60年7月17日大法廷判決（民集39巻5号1100頁）、最大較差3.18対1の事案を違憲状態とした平成5年1月20日大法廷判決（民集47巻1号67頁）が続き、このように、較差3倍を超える場合には、投票価値の著しい不平等の状態であると判断していた。そして、選挙制度が従来の中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に変更された後、選挙区割りの基準として較差2倍以内を原則としながら「一人別枠方式」の例外を設けた制度の下で実施された衆議院議員小選挙区選挙において、平成11年11月10日大法廷判決（民集53巻8号1441頁、以下「平成11年判決」という）は、制度形成時の最大較差2.309対1の事案を合憲とし、その後も、平成13年12月18日第三小法廷判決（民集55巻7号1647頁、以下「平成13年判決」という）は、最大較差2.471対1の事案を合憲とし、平成19年6月13日大法廷判決（民集61巻4号1617頁、以下「平成19年判決」という）は、最大較差2.171対1の事案を合憲としてきた

## ②平成23年判決

2009年（平成21年）8月30日施行の衆議院議員選挙（以下「平成21年選挙」という）について、小選挙区選挙における選挙区間の選挙人数の最大較差が2.304対1であった選挙区割りの合憲性が問題となった事案において、最高裁は、平成23年3月23日大法廷判決において、選挙区割基準の「一人別枠方式」に関する部分とこれに基づく選挙区割規定を「違憲状態」と判断した。<sup>(16)</sup>

本判決において、最高裁は、選挙制度の合憲性については投票価値の平等の要請と国会の合理的な裁量権行使の限界によって判断するという、これまでの大法廷判決を踏襲しながら、いわゆる「一人別枠方式」について、「一人別枠方式は、おのずからその合理性に時間的な限界があるものというべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その合理性は失われるもの」として、「本件選挙時においては、本件選挙制度導入後の最初の総選挙が平成8年に実施されてから既に10年以上経過しており、……本件選挙制度は定着し、安定した運用がされるようになっていたと評価することができるのであって、もはや一人別枠方式の……合理性は失われていたというべきである」と、「一人別枠方式」の合理性を否定した。そして、「本件区割基準のうち一人別枠方式に係る部分は、遅くとも本件選挙時においては、その立法時の合理性が失われたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、それ自体、憲法の投

票価値の平等の要求に反する状態に至っていたもの」であり、「本件選挙区割りについては、本件選挙時において上記の状態にあった一人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものである以上、これもまた、本件選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきである」として、本件選挙区割りが「違憲状態」にあると判断した。しかし、「いづれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない」として、違憲との判断はしなかった。

「一人別枠方式」は、衆議院議員選挙制度に小選挙区選挙が導入された当初から採用されていたもので、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という）の旧3条が選挙区割基準を定めており、その1項において「各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口……のうちその最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」としたうえ、2項において「各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、一に、……衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を除いた数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。」と規定しており、実際の選挙区の区割りは、この2つの基準に従って策定されたものである。前者の基準は、行政区画、地勢、交通等の事情を考慮しつつも、人口比例原則を重視して区割りをを行い、選挙区間の人口較差を2倍未満とすることを基本とするよう定めるものであったが、後者の基準は、区割りに先立ち、まず、都道府県に議員の定数一を配分したうえで、残る定数を人口に比例して各都道府県に配分することを定める「一人別枠方式」を採用したものであった。

最高裁は、この「一人別枠方式」を採用した旧区画審設置法3条について、選挙区の改定案の作成に当たり、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとする旧区画審設置法3条1項の定めは、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価する一方で、平成21年選挙時において、選挙区間の投票価値の較差が拡大していたのは、各都道府県にあらかじめ1の選挙区数を割り当てる同条2項の一人別枠方式がその主要な要因となっていたことが明らかであり、かつ、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点から導入された一人別枠方式は既に立法時の合理性が失われていたものというべきであるから、旧区割基準のうち一人別枠方式に係る部分および旧区割基準に従って改定された旧区割規定の定める旧選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判断した。そして、これらの状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、旧区割基準規定および旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできないとしたうえで、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に上記の状態を解消するために、できるだけ速やかに旧区割基準中の一人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると説示して、国会に対し違憲状態の解消のために立法措置を講ずるように求めたものである。

以上のように、本判決は、衆議院議員選挙制度に小選挙区選挙が導入された当初から採用されていた「一人別枠方式」について、選挙制度の定着によりその合理性が失われたことを理由に、はじめて「違憲状態」と判断したものであり、一人別枠方式を含む選挙区割基準に基づく選挙区間の最大較差2.304倍の選挙区割規定を「違憲状態」として、較差3倍以内のものについてはじめて「違憲状態」と判断したものである。本判決は、選挙制度の構築に国会の裁量を認めながらも、裁判所による裁量統制の強化が図られ積極的な審査が行われた結果もたらされたものであり、さらに、国会に対して具体的な是正措置を求める説示を行ったものとなっている。

### ③平成25年判決

平成23年判決を受けて、一人別枠方式を定める旧区画審設置法3条2項の削除と小選挙区議員の0増5減を内容とする改正法案が2012年（平成24年）11月16日に成立した（以下「平成24年改正法」という）が、同日に衆議院が解散され、同年12月16日に衆議院議員総選挙（以下「平成24年選挙」という）が施行されたものの、新たな選挙区割りを定めることは時間的に不可能であったため、平成21年選挙と同様の旧区割規定およびこれに基づく旧選挙区割りの下で実施された。この平成24年選挙では小選挙区選挙における選挙区間の選挙人数の最大較差は2.425対1であったが、最高裁は、平成25年11月20日大法廷判決において、この旧区割規定の定める旧選挙区割りを再び「違憲状態」と判断した<sup>(17)</sup>。

最高裁は、本判決において、平成24年選挙時において旧区割規定の定める旧選挙区割りは、平成21年選挙時と同様に、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、平成24年改正法の成立やその後の国会における是正の実現に向けた取組みが、平成23年判決の趣旨をふまえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったとはいえないので、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったとはいえず、旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないとしたうえで、国会においては今後も新区画審設置法3条の趣旨にそった選挙制度の整備に向けた取組みが着実に続けられていく必要があると判示した。

本判決には、いくつかの特徴が見られる。第1に、衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、これまでの最高裁判例の「判断枠組み」をあらためて整理して示している点である。すなわち、「衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みに従って審査を行ってきた」と判示し、①憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったか否か、③選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否か、という段階的な判断の枠組みを示している。第2に、このような最高裁判例の判断枠組みが採られてきた理由として、「憲法の予定している司



法権と立法権との関係」に由来するものとして、司法権と立法権との相互作用から判断枠組みが位置づけられている。すなわち、「こうした段階を経て判断を行う方法が採られてきたのは、……憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しており、上記の判断枠組みのいずれの段階においても、国会において自ら制度の見直しを行うことが想定されているものと解される。換言すれば、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである」と判示し、司法権が憲法上問題ありと判断しても、その是正は立法権に委ねられており、こうした点から是正措置を講ずるに際して合理的な期間が必要とされる根拠としている。第3に、「違憲状態」となる時期として国会が認識しえた時期が基準となることを明らかにしている。すなわち、「本件旧区割基準中の一人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについては、前掲最高裁平成19年6月13日大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審の判断が続けられており、これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の状態にあると認識し得たのはこの時点からであったというべきである」として、違憲状態と判断した平成23年判決の判決日を国会が認識しえた時点として違憲状態となるという基準を示し、この基準時を前提として、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされたか否かの判断がなされることになる。第4に、本判決でも、国会における着実な取組みを求めるメッセージが示されていることである。すなわち、「投票価値の平等は憲法上の要請であり、一人別枠方式の構造的な問題は最終的に解決されているとはいえないことは前記のとおりであって、国会においては、今後も、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである」として、平成23年判決と同様に、国会に対して、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組を求めている。

以上のように、本判決は、平成24年選挙における最大較差2,425対1の選挙区割りについて「違憲状態」と判断しているが、これまでの最高裁の判例の「判断枠組み」をあらためて整理して示し、これが「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に由来するものと位置づけている点が重要である。

#### ④平成27年判決

平成24年改正法は、その附則において、旧区画審設置法3条2項を削除する改正規定が公布日から施行するものとする一方で、各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする改正後の公職選挙法の規定は次回の総選挙から適用する（公職選挙法の改正規定は別に法律で定める日から施行する）ものとし、この0増5減を前提に、区画審が選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように選挙区

割りを改める改定案の勧告を公布日から6月以内に行い、政府がその勧告に基づいて速やかに法制上の措置を講ずべき旨を定めていた。そして、平成24年選挙の施行後、平成24年改正法の附則の規定に基づいて、各都道府県の選挙区数の0増5減を前提とし、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区における区割りの改定を内容とする改正案が、平成25年6月24日に成立した（以下「平成25年改正法」という）。

2014年（平成26年）11月21日に衆議院が解散され、同年12月14日に衆議院議員総選挙（以下「平成26年選挙」という）が施行されたが、平成24年改正法および平成25年改正法に基づいて、一人別枠方式を廃止して、0増5減によって選挙区数を295とし、42選挙区における区割りの改定がなされたものの、残余の選挙区は、一人別枠方式の下で配分された旧選挙区割りがそのまま維持されたものとなっていた。この平成26年選挙では小選挙区選挙における選挙区間の選挙人数の最大較差は2.129対1であったが、最高裁は、平成27年11月25日大法廷判決において、公職選挙法13条1項、別表第一の区割規定の定める選挙区割りが、平成24年選挙当時と同様に「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」<sup>(18)</sup>すなわち「違憲状態」にあったと判断した。

最高裁は、本判決において、憲法が投票価値の平等を要求し、また選挙制度の仕組みの決定には国会の広範な裁量が認められていることを前提に、「選挙制度の合憲性は、……諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである」と判示して、選挙制度の合憲性の判断の基準を示し、これが昭和51年判決以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであるとしている。

そして、平成26年選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について、旧区画審設置法3条2項の削除と各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする平成24年改正法が制定され、この0増5減を前提に選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする平成25年改正法が成立して、改定された本件選挙区割りの下で本件選挙が施行されたものであるが、「本件選挙区割りにおいては、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、一人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから、いまだ多くの都道府県において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されている」との認識を示し、本件選挙区割りにおいては、本件選挙時における選挙区間の選挙人数の最大較差が2.129対1に達し、較差2倍以上の選挙区も13選挙区存在していたもので、「このような投票価値の較差が生じた主な要因は、いまだ多くの都道府県において、新区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるというべき」で、「このような投票価値の較差が生じたことは、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである」として、本件選挙区割りが「憲法の投票価値の平等の要求に反する

状態」にあったものと判断した。このように、本判決は、平成25年改正後の平成24年改正法による選挙区割りの改定後も、新区画審設置法3条の趣旨にそって、新区割基準に基づいた再配分がなされていない点を較差の主たる要因としてあげている。

また、衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題に対する判断の枠組みとして、平成25年判決と同様に、「当裁判所大法廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行って」きているとし、「こうした判断の方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる」と述べて、「憲法秩序の下における司法権と立法権との関係」が強調されている。

そのうえで、本件において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか検討がなされ、平成23年判決が、一人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りについて違憲状態と判断し、これを解消するためには、旧区画審設置法3条2項を削除した上で、同条1項の趣旨にそって各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていたところ、平成24年改正法および平成25年改正法の成立によって、旧区画審設置法3条2項の規定の削除と選挙区間の人口の較差を2倍未満に抑えるための前記0増5減による定数配分の見直しが行われ、これにより改定された本件選挙区割りの下における選挙区間の投票価値の較差も、本件選挙時においてなお最大2.129対1で2倍以上の選挙区が13選挙区あったものの、前回の平成24年選挙時と比較すると、一定の縮小がみられたものであることから、「平成21年選挙に関する平成23年大法廷判決を受けて、立法府における是正のための取組が行われ、本件選挙までの間に是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正及びこれに基づく選挙区割りの改定が行われたものといえることができる」として、「平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの国会における是正の実現に向けた取組は、上記改正法の施行後に更なる法改正にまでは至らなかったものの、同判決及び平成25年大法廷判決の趣旨に沿った方向で進められていたものといえることができる」と一定の評価を示している。その結果、「憲法の予定している司法権と立法権との関係」をふまえて、「国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということとはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできない」との判断に至っている。

かくして、「本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、前回の平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない」との結論を示している。

さらに、本判決においても、是正を求める国会へのメッセージが示されており、「国民の意思を適

正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、国会においては、今後も、前記のとおり衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである」と、違憲状態の解消のために国会に対して必要な取組みを求める説示を行っている。

以上のように、本判決は、最大較差2.129倍を違憲状態と判断し、最大較差2.304倍を違憲状態とした平成23年判決、最大較差2.425倍を違憲状態とした平成25年判決に続いて、三度連続しての違憲状態とする判決である。しかし、投票価値の較差の問題について、最高裁は、これまで、中選挙区制の下で最大較差2.92倍（昭和63年第二小法廷判決の事案）や2.82倍（平成7年第一小法廷判決の事案）の場合でも違憲状態と判断せず、現行の小選挙区比例代表並立制の下においても、最大較差2.31倍（平成11年判決の事案）や最大較差2.17倍の事案（平成19年判決の事案）の場合でも、違憲状態とはいえないと判断してきた。したがって、平成27年判決の最大較差2.129倍の事案は、平成19年判決の較差よりも小さいにもかかわらず違憲状態と判断していることになるが、これは、最高裁が、平成23年判決を契機にして、投票価値の較差の評価を厳しく行う姿勢に転じてきていることの表れとみることができる。

このように、平成23年判決以降、投票価値の較差の評価が厳しくなった理由として、千葉勝美裁判官は、平成27年判決の補足意見において、<sup>(19)</sup>①憲法は一人一票を予定しており、各人の投票価値の差異が最大2倍以上となるときは実質的に倍以上の数の選挙権を与えたという評価が生ずるので、避けるべき事態であること、②小選挙区比例代表並立制の導入に際して、選挙区画を定める区画審設置法3条1項が、選挙区割りの改定案の作成の基準として、人口における較差が2倍以上とならないことを基本とするべきことを規定したことから、国会自身が投票価値の平等の問題を重視して、2倍以上となる事態を回避すべき立法的対応をしたものであること、③有権者が小選挙区における投票を幾たびか経験することにより、投票価値の平等の憲法上の重要性の認識が格段に広まってきたこと、④代表民主制の原理の持つ意味がますます重要性を増してきている状況で、政治の正統性あるいは政府・内閣の政策活動の正統性が厳しく問われ、各議員が正しく国民の声を反映した選挙により選出されたのかどうか国民の間で深刻に意識されるようになってきたこと、を挙げたうえで、「投票価値の較差についての合憲性審査の判断基準は、数値で一義的に示すべきものではなく、他の考慮要素との総合判断であるが、今回、本件の多数意見が、最大較差2.129倍を違憲状態と判断したのは、平成19年大法廷判決がこれよりも大きな最大較差2.171倍を合憲状態とした当時と比べて、投票価値の平等に関する上記のような憲法的状況の変化、特に、政治の正統性への要求が高まってきたことを踏まえての判断であると考え」と述べている。最高裁の判断においても、衆議院議員選挙における投票価値の較差の問題については、もはや2倍以上の較差があることは憲法上許されないとする根拠を示したものと考えられるが、近年の最高裁の違憲判決にも見られるように、従前の最高裁判例との整合性を重視しながら、実質的に新たな判断を許容するための理由付けとして、「憲法的状況の変化」というところに重点があるように思われる。

### (3) 参議院議員選挙に関する訴訟の経緯

#### ①昭和58年判決とその後の最高裁判決

参議院議員選挙における議員定数配分規定の合憲性に関する事案について、最高裁の最初の判断は、昭和39年判決であるが、ここでは、選挙に関する事項の決定は国会の広い裁量的権限に委ねられ、定数配分の不均衡の問題は立法政策の当否の問題にとどまるもので違憲の問題は生じないとしていた。

これに対して、昭和58年4月27日大法廷判決（民集37巻3号345頁、以下「昭和58年判決」という）は、衆議院議員選挙に関する昭和51年判決が示した投票価値の平等が憲法上の要請であることを前提にしつつ、いわゆる参議院の「特殊性」から立法府の裁量をより広範に認め、最大較差5.26対1の事案や逆転現象についても合憲と判断した。<sup>(20)</sup>最高裁は、本判決において、憲法が二院制を採用し、各議院の権限や議員の任期等に差異を設けていることから、参議院議員には衆議院議員とはその選出方法を異ならせてその代表の実質的内容ないし機能に独特の要素をもたせるように、全国選出議員と地方選出議員とに分ける選挙制度の仕組みを定めたのであり、「国民各自、各層の利害や意見を公正かつ効果的に国会に代表させるための方法として合理性を欠くものとはいえず、国会の有する……裁量的権限の合理的な行使の範囲を逸脱するもの」ではないと、国会の裁量を広く認めている。そして、「参議院地方選出議員の選挙の仕組みについて事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味したからといつて、これによつて選出された議員が全国民の代表であるという性格と矛盾抵触することになるものということもできない」とし、「公職選挙法が採用した参議院地方選出議員についての選挙の仕組みが国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認しうるものである以上、その結果として、各選挙区に配分された議員定数とそれぞれの選挙区の選挙人数又は人口との比率に較差が生じ、そのために選挙区間における選挙人の投票の価値の平等がそれだけ損なわれることとなつたとしても、……これをもつて直ちに右の議員定数の配分の定めが憲法14条1項等の規定に違反して選挙権の平等を侵害したものとすることはできない」し、このような「選挙制度の仕組みの下では、投票価値の平等の要求は、人口比例主義を基本とする選挙制度の場合と比較して一定の譲歩、後退を免れないと解せざるをえない」として、投票価値の平等の要請を衆議院の場合より後退させて、立法府の広い裁量を認めている。そして、議員定数配分規定が違憲となるのは、「人口の異動が当該選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせ、かつ、それが相当期間継続して、このような不平等状態を是正するなんらの措置を講じないことが、前記のような複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立つて行使されるべき国会の裁量的権限に係るものであることを考慮しても、その許される限界を超えると判断される場合に、初めて議員定数の配分の定めが憲法に違反するに至る」という判断基準を示している。ここでは、参議院議員選挙においても、投票価値の平等が憲法上の要請であることを認めつつも、参議院の独自性を理由として、国会の裁量的権限をより広く認めるものとなっている。

その後、参議院議員選挙について、1982年（昭和57年）に公職選挙法が改正されて、全国選出議

員が比例代表選出議員に、地方選出議員が選挙区選出議員に、選挙制度が改められた後も、議員定数不均衡訴訟は、選挙区選挙に関して提起され続けてきた。平成8年9月11日大法廷判決（民集50巻8号2283頁、以下「平成8年判決」という）は、最大較差6.59対1の事案について、「違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態」すなわち違憲状態であるとしながらも、不平等状態が相当期間継続しているとはいえず、立法裁量権の限界を超えるものではないから、違憲とはいえないと判断した<sup>(21)</sup>。最高裁は、この判決で、最大較差が6倍を超えるものについて、はじめて違憲状態と判断したが、その後の合憲とする判決も含めて、参議院議員の定数不均衡についての事案ではすべて較差が6倍未満であることから、較差6倍を超える場合が違憲状態と捉えられているものと推察されることになる。そして、平成10年9月2日大法廷判決（民集52巻6号1373頁）は、最大較差4.79対1の事案を合憲とし、さらに、平成12年9月6日大法廷判決（民集54巻7号1997頁）は、最大較差4.97対1の事案を合憲と判断していた。

## ②平成16年判決、平成18年判決、平成21年判決

最高裁は、その後の参議院通常選挙における定数不均衡訴訟についても、平成16年1月14日大法廷判決（民集58巻1号56頁、以下「平成16年判決」という）、平成18年10月4日大法廷判決（民集60巻8号2696頁、以下「平成18年判決」という）、平成21年9月30日大法廷判決（民集63巻7号1520頁、以下「平成21年判決」という）において、いずれも結論として合憲との判断を行っているが、平成16年判決以降の判断では、昭和58年判決や平成8年判決など従来の判例法理の判断枠組みを基本的に維持しながらも、とくに補足意見や反対意見の動向をふまえつつ、投票価値の平等を憲法上の要請としてより重視し、立法裁量についてはより厳格に評価する傾向を強めている。

2001年（平成13年）7月29日施行の参議院議員通常選挙の選挙区選挙における選挙区間の最大較差が5.06対1であった事案について、平成16年判決<sup>(22)</sup>は、議員定数配分規定が憲法14条1項等に違反していないと判断したが、15人の裁判官の意見は大きく3つに分かれ、補足意見1を構成する5人の裁判官ならびに補足意見2を構成する4人の裁判官が多数意見を形成して、合憲との見解を示し、反対意見を構成する6人の裁判官は、違憲との見解を示した。多数意見は、本件定数配分規定に関して、「憲法が選挙制度の具体的な仕組みの決定につき国会にゆだねた立法裁量権の限界を超えるものではない」として、合憲と判断している。このうち、補足意見1は、従来の最高裁判例の判断枠組みを維持して、選挙制度の策定が国会の広い裁量に委ねられており、投票価値の平等も他の政策的目的との関連で調和的に実現されるべきで、都道府県単位の選挙区制や偶数配分制にも合理的理由があり、本件定数配分規定について憲法に違反しないとした。これに対して、補足意見2は、「立法裁量権の行使については、憲法の趣旨に反して行使してはならないという消極的制約が課せられているのみならず、憲法が裁量権を与えた趣旨に沿って適切に行使されなければならないという義務もまた付随している」として、「立法裁量権の適切な行使」という視点を強調し、当初の人口分布が大きく変化して均衡関係が著しく崩れたにもかかわらず、立法府がこれを放置してきたとすれば裁量権の適正な行使とはいえないとした。さらに、反対意見は、「最大較差は、1対5.06にまで達していたのであるから、本件定数配分規定は、憲法上の選挙権平等の原則に大きく違背し、憲法に違

反するものであることは明らかである」と、違憲の見解を示している。このように、本判決に関しては、補足意見1が、従来の判例法理をそのまま維持し、参議院の「特殊性」を前提とした広い立法裁量を認めるのに対して、反対意見は、投票価値の平等の重要性から、較差を2倍以内にとどめる主張を展開する中で、補足意見2は、投票価値の平等を重視し、「立法裁量権の適切な行使」という立場から、いわば裁量権の行使を枠づけており、判決全体の位置づけの点からも、大きな特色を示すものとなっている。

2004年（平成16年）7月11日施行の参議院議員通常選挙における選挙区選挙における選挙区間の最大較差が5.13対1であった事案について、平成18年判決<sup>(23)</sup>は、議員定数配分規定が憲法14条1項等に違反していないと判断したが、合憲とする10人の裁判官の多数意見と、違憲とするが事情判決の法理により本件選挙は違法であるものの無効とはしないとする5人の裁判官の反対意見とに二分された。多数意見は、従来の判例法理を基本的に踏襲し、平成16年判決の補足意見1の立場を基本としつつ、本件定数配分規定が憲法に違反しないと結論づけたが、同時に、平成16年判決の補足意見2の立場にそって、「投票価値の平等の重要性を考慮すると、選挙区間における選挙人の投票価値の不平等の是正については、国会において不断の努力をすることが望まれる」と、投票価値の平等の重要性を強調し、さらに、末尾の「なお書き」では、「投票価値の平等の重要性を考慮すると、今後、国会においては、人口の偏在傾向が続く中で、これまでの制度の枠組みの見直しをも含め、選挙区間における選挙人の投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが、憲法の趣旨にそうものというべきである」として、「これまでの制度の枠組みの見直しをも含め」た検討の継続を国会に求めるものとなっている。また、反対意見は、5人の裁判官それぞれが述べているが、いずれも本件議員定数配分規定を違憲と判断し、事情判決の法理により本件選挙を無効とはしない立場を採っている。このように、本判決に関しては、多数意見が、従来の判例法理を踏襲し、平成16年判決の補足意見1を基本としつつ、本件議員定数配分規定を合憲とする判断を行ったが、平成16年判決の補足意見2が示した投票価値の平等の重要性と「立法裁量権の適切な行使」という立場を取り込んだという点に、その特色を見出すことができる。

2007年（平成19年）7月29日施行の参議院議員通常選挙における選挙区選挙における選挙区間の最大較差が4.86対1であった事案について、平成21年判決<sup>(24)</sup>は、議員定数配分規定が憲法14条1項等に違反していないと判断したが、従来の判例法理の判断枠組みを基本的に踏襲して、結論として本件議員定数配分規定が合憲とする10人の裁判官の多数意見と違憲とする5人の裁判官の反対意見とに二分された。多数意見は、昭和58年判決以降の大法廷判決の基本的な判断枠組みを維持したうえで、①平成18年の改正に基づく4増4減の是正措置によって較差が縮小したこと、②現行の選挙制度の仕組みを大きく変更するには相応の期間を要すること、を考慮し、本件定数配分規定について、国会の裁量権の限界を超えたものということとはできず、憲法に違反するに至っていたものとはできないと結論づけた。しかし、平成16年判決や平成18年判決について、従来の「判断枠組み自体は基本的に維持しつつも、投票価値の平等をより重視すべきであるとの指摘や、較差是正のため国会における不断の努力が求められる旨の指摘がされ、また、不平等を是正するための措置が適切に行われているかどうかといった点をも考慮して判断がされるようになるなど、実質的にはより厳

格な評価がされてきているところである」と述べて、近年の判決では、投票価値の平等の重要性や国会による是正措置の適切な取組みという点を重視して「実質的にはより厳格な評価」が求められていることを明確に打ち出している。そして、平成18年の「改正の結果によっても残ることとなった上記のような較差は、投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存する状態であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあるといわざるを得ない」として、5倍前後の較差を「なお大きな不平等が存する状態」として認識している。さらに、「現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない。このような見直しを行うについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要であり、事柄の性質上課題も多く、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないが、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることにかんがみると、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれる」として、「投票価値の平等が憲法上の要請であること」を強調し、「現行の選挙制度の仕組み自体の見直し」の必要性を説いて、「国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討」を求めている。また、反対意見は、5人の裁判官それぞれが述べているが、いずれも本件議員定数配分規定を違憲と判断している。このように、本判決に関しては、多数意見が、平成16年判決の補足意見2で示された投票価値の平等の重要性と「立法裁量権の適切な行使」という立場を取り込んだ平成18年判決の多数意見をふまえて、「投票価値の平等が憲法上の要請であること」をより強調し、「現行の選挙制度の仕組み自体の見直し」の必要性を説いて、「国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討」を求めている点に、特色が見られる。

### ③平成24年判決

2010年（平成22年）7月11日施行の参議院議員通常選挙の選挙区選挙における選挙区間の最大較差が5.00対1であった事案について、平成24年10月17日大法廷判決<sup>(25)</sup>は、選挙区間における投票価値の不均衡は、「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態」すなわち「違憲状態」に至っていたが、本件選挙までの間に議員定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、この規定が憲法14条1項等に違反するに至っていたということはできないと判断し、3人の裁判官の各反対意見は違憲との見解を示した。

最高裁は、本判決において、選挙区間の最大較差が5.00倍の議員定数配分規定について、「本件選挙が平成18年改正による4増4減の措置後に実施された2回目の通常選挙であることを勘案しても、本件選挙当時、前記の較差が示す選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた」として、本件議員定数配分規定が「違憲状態」にあると判断した。しかし、国会の裁量権の限界とのかかわりでは、「当裁判所が平成21年大法廷判決においてこうした参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直し



しの必要性を指摘したのは本件選挙の約9ヶ月前のことであり、その判示の中でも言及されているように、選挙制度の仕組み自体の見直しについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないこと、参議院において、同判決の趣旨を踏まえ、参議院改革協議会の下に設置された専門委員会における協議がされるなど、選挙制度の仕組み自体の見直しを含む制度改革に向けての検討が行われていたことなどを考慮すると、本件選挙までの間に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない」として、違憲の判断はしなかった。そのうえで、「参議院議員の選挙制度については、限られた総定数の枠内で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて各選挙区の定数が偶数で設定されるという制約の下で、長期にわたり投票価値の大きな較差が続いてきた。しかしながら、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることや、さきに述べた国政の運営における参議院の役割に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる前記の不平等状態を解消する必要がある」と述べて、違憲状態の解消に向けて「現行の選挙制度の仕組み自体の見直し」を国会に対して求めている。

本判決は、最大較差5.00倍の投票価値の不均衡を違憲状態とし、参議院選挙について6倍未満のものについてもはじめて「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態」と判断したものである。その際に、選挙制度の構築に関する国会の立法裁量と合憲性判断の枠組みについては、従来の最高裁判決と同様の判断を示しながら、「その合理性を検討するに当たっては、参議院議員の選挙制度が設けられてから60年余、当裁判所大法廷において……基本的な判断枠組みが最初に示されてからでも30年近くにわたる、制度と社会の状況の変化を考慮することが必要である」として、従来の最高裁判例との整合性を維持しつつ「制度と社会の状況の変化」を考慮することにより「違憲状態」の判断を導いている。そして、「参議院においては、……半数改選という憲法上の要請を踏まえた偶数配分を前提に、都道府県を単位として各選挙区の定数を定めるという現行の選挙制度の仕組みの下で」、「この間の人口移動により、都道府県間の人口較差が著しく拡大したため」、「基本的な選挙制度の仕組みについて見直しがされることはなく、5倍前後の較差が維持されたまま推移してきた」状況がある中で、「憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い」として、参議院の「特殊性」を理由にして投票価値の平等の要請を後退させることを容認していた昭和58年判決のような見方を否定するようになっている。そのうえで、「都道府県が地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという点は今日においても変わりはないが、「これを参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が

長期にわたって継続していると認められる状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが必要」であり、「このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応じていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである」として、投票価値の平等の実現を図るためには、現行の参議院選挙制度における都道府県単位の選挙区制度の仕組み自体の見直しが必要であると述べている。

以上のように、本判決は、平成16年判決、平成18年判決、平成21年判決の延長上にあると考えられるが、「長年にわたる制度と社会の状況の変化」を考慮の要素として、最大較差5倍程度の議員定数配分規定をはじめ「違憲状態」と判断したものであり、また、国会に対して現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを求めていることなど、国会による裁量権の適切な行使という点から裁判所による裁量統制を次第に強めていることがわかる。

#### ④平成26年判決

平成21年判決の指摘をふまえて、国会では参議院に選挙制度の改革に関する検討会が発足し、この検討会およびその下に設置された選挙制度協議会における検討を経て、当面の較差の拡大を抑えるために、2013年（平成25年）施行の参議院議員通常選挙に向けた改正として選挙区選挙における4増4減を内容とする公職選挙法改正案が、平成24年判決の言渡し後の平成24年11月16日に成立（以下「平成24年改正法」という）したが、この改正によっても、選挙区間の人口の最大較差は4.75倍であり、さらに、この平成24年改正法の附則には、2017年（平成28年）に施行予定の参議院議員通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行って結論を得るものとする旨の規定が置かれていた。

2013年（平成25年）7月21日施行の参議院議員通常選挙の選挙区選挙における選挙区間の最大較差が4.77対1であった事案について、平成26年11月26日大法廷判決<sup>(26)</sup>は、平成24年改正法による4増4減の措置によっても、平成24年判決が判示した平成22年選挙当時の「違憲状態」を解消するには足りず、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成22年選挙当時と同様に「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態」にあったが、国会における是正に向けた取り組みが国会の裁量権の行使の在り方として相当なものでなかったとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできないと判断し、4人の裁判官の各反対意見は違憲との見解を示した。

最高裁は、本判決において、選挙区間の最大較差が4.77倍の議員定数配分規定について、「本件選挙は、平成24年大法廷判決の言渡し後に成立した平成24年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものである」が、「平成24年改正法による前記4増4減の措置は、上記制度の仕組みを維持して一部の選挙区の定数を増減するにとどまり、現に選挙区間の最大較差（本件選挙当時4.77倍）については上記改正の前後を通じてなお5倍前後の水準が続いていたのであるから、上記の状態を解消するには足りないもの」であり、「本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成22年選挙当時と同様に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものというべきである」として、「違憲状態」との判断をしている。その際に、平成24年判決によっ

て、「本件旧定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあると評価されるに至ったのは、総定数の制約の下で偶数配分を前提に、長期にわたり投票価値の大きな較差を生じさせる要因となってきた都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みが、長年にわたる制度及び社会状況の変化により、もはやそのような較差の継続を正当化する十分な根拠を維持し得なくなっていることによるものであり、同判決において指摘されているとおり、上記の状態を解消するためには、一部の選挙区の定数の増減にとどまらず、上記制度の仕組み自体の見直しが必要であるといわなければならない」と述べて、「違憲状態」の解消のためには、現行の参議院選挙制度における都道府県単位の選挙区制度の仕組み自体の見直しが必要であったことを説示している。

本判決は、衆議院議員選挙に関する平成25年判決と同様に、参議院議員選挙に関しても、これまでの最高裁の判例の「判断枠組み」を整理して示し、これが「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に由来するものと位置づけるなど、いくつかの特色を示している。

まず第1に、「参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えたとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってき」と判示し、①違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えている否か、という段階的な判断の枠組みを示している。

第2に、このような最高裁判例の判断枠組みが採られてきた理由として、「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に由来するものとして、司法権と立法権との相互作用から判断枠組みが位置づけられている。すなわち、「こうした判断の方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているので、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法上想定されているものと解される。」と判示し、司法権が憲法上問題ありと判断しても、その是正は立法権に委ねられており、こうした点から、国会における是正の実現に向けた取組みが司法の判断の趣旨をふまえた裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否か評価すべきものとされている。

第3に、本判決は、平成24年判決と同様に、「参議院議員の選挙制度が設けられてから60年余にわたる制度及び社会状況の変化を考慮することが必要である」として、「制度及び社会状況の変化」を考慮したうえで「違憲状態」の判断を導いているが、「憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていること

は明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い」として、参議院であること理由に投票価値の平等の要請を後退させることには否定的である。そのうえで、都道府県を「参議院議員の選挙区の単位としなければならない」という憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して上記のように投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続している状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっているものといわなければならない」として、都道府県を各選挙区の単位とする選挙区制度の仕組み自体の見直しが必要であると述べている。

第4に、本判決は、衆議院議員選挙における平成25年判決と同様に、「違憲状態」となる時期として国会が認識しえた時期が基準となることを明らかにしている。すなわち、「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているとし、その解消のために選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であるとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成24年大法廷判決の言渡しがされた平成24年10月17日であり、国会において上記の状態に至っていると認識し得たのはこの時点からであったというべきである」として、違憲状態と判断した平成24年判決の判決日を国会が認識しえた時点として違憲状態となるという基準を示し、この基準時を前提として、国会における是正の実現に向けた取組みが司法の判断の趣旨をふまえた裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否かの判断がなされることになる。

第5に、本判決でも、違憲状態の解消のために国会に対する是正の取組みを求めるメッセージが示されている。すなわち、「参議院議員の選挙制度については、これまで、限られた総定数の枠内で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みの下で、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大に伴い、一部の選挙区の定数を増減する数次の改正がされてきたが、これらの改正の前後を通じて長期にわたり投票価値の大きな較差が維持されたまま推移してきた。しかしながら、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることや、さきに述べた国政の運営における参議院の役割等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、従来の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、国会において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる前記の不平等状態が解消される必要がある」として、平成24年判決と同様に、国会に対して、「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置」による違憲状態の解消を求めている。

以上のように、本判決は、平成26年選挙における最大較差4.77対1の議員定数配分規定について「違憲状態」と判断しているが、これまでの参議院議員選挙に関する最高裁の判例の「判断枠組み」をあらためて整理して示し、これが「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に由来するものと位置づけたものであり、さらに違憲状態を是正するために国会の取組みをよりいっそう強く求めるものとなっている。

### 3. 憲法の予定している司法権と立法権の関係

#### (1) 最高裁による合憲性の判断の枠組みと「憲法の予定している司法権と立法権との関係」

##### ①投票価値の平等をめぐる訴訟における合憲性の判断の枠組み

最高裁は、投票価値の較差の問題について、昭和51年判決が合憲性判断の枠組みを示して以降、この基本的な判断枠組みを踏襲してきたといえる。そして、「憲法の予定している司法権と立法権との関係」をふまえて、最高裁は、あらためて、平成25年判決において、衆議院議員選挙に関して合憲性判断の枠組みを整理して提示し、また、平成26年判決において、参議院議員選挙に関して合憲性判断の枠組みを整理して提示している。

衆議院議員選挙における投票価値の較差の問題については、平成25年判決とこれを継承した平成27年判決が、以下のように、その合憲性の判断の枠組みを示している。まず、憲法は投票価値の平等を要求しているが、国会議員の選挙についてその選挙制度の仕組みの決定は国会に広範な裁量が認められていることを前提にして、「このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである」として、衆議院議員の選挙制度の合憲性について、国会の裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断するという、一般的な判断枠組みを措定する。そのうえで、「①定数配分又は選挙区割り前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否か」という、合憲性判断の枠組みを提示し、①憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったか否か、③選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否か、という3つの段階的な判断枠組みを示している。

また、参議院議員選挙における投票価値の較差の問題については、平成26年判決が、以下のように、その合憲性の判断の枠組みを示している。まず、憲法は投票価値の平等を要求しているが、選挙制度の決定を国会の裁量に委ねており、憲法が二院制を採用し衆議院と参議院に差異を設けている趣旨に照らして、参議院の選挙制度の仕組みについて、「社会的、経済的変化の激しい時代において不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である」と、基本的な判断枠組みを措定する。そのうえで、「①当該定数配分規定の下での選

挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否か」という、合憲性判断の枠組みを提示し、①違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えているか否か、という2つの段階的な判断枠組みを示している。この判断枠組みでは、衆議院議員選挙に関する判断枠組みと異なって、「選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否か」という3つ目の審査段階は示されていないが、この点については、最高裁の法廷意見が、参議院議員選挙についてこれまで「違憲」の判断をしておらず、3つ目の審査が未だなされていないことが前提となっていると考えられる。しかし、反対意見等において、個別の裁判官により、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かの審査がなされており、平成26年判決の反対意見でも、同様の審査がなされていることから、実質的には3つ目の審査段階も想定された判断枠組みと捉えることになる。

#### ②「憲法の予定している司法権と立法権との関係」

最高裁は、以上のように、投票価値の平等をめぐる訴訟の合憲性の判断の枠組みを提示する中で、このような判断の方法が採られてきたのは、「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に由来するものであると、平成25年判決が明示して以降、参議院議員選挙に関する場合も含めて、平成26年判決および平成27年判決でも、言及されている。

平成25年判決は、「こうした段階を経て判断を行う方法が採られてきたのは、単に事柄の重要性に鑑み慎重な手続を踏むというよりは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しており、上記の判断枠組みのいずれの段階においても、国会において自ら制度の見直しを行うことが想定されているものと解される。換言すれば、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである」と述べて、投票価値の平等をめぐる訴訟の合憲性の判断の枠組みが、「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に基づくものであることを明らかにしている。そのうえで、「このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①の段階において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法的判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、上記②の段階において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであ

たといえるか否かという観点から評価すべきものと解される」と述べている。したがって、平成25年判決以降の最高裁判決が明示する考え方によれば、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断」がなされた場合には、「国会はこれを受けて是正を行う責務を負う」こととなり、「国会における是正の実現に向けた取組」が「司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方」として相当か否かについて司法があらためて評価するというような「司法権と立法権との関係」が憲法上予定されていることとなる。

そうすると、最高裁の提示する合憲性の判断の枠組みにおいて、①の審査の段階、すなわち、衆議院議員選挙の場合では「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か」、参議院議員選挙の場合では「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か」の審査の段階で、「違憲状態」との司法の判断がなされた場合には、国会は「是正を行う責務を負う」ものであり、この是正の責務は、国会の憲法上の義務ということになる。したがって、「違憲」判断ではないがゆえに法的には問題がないとするような考え方は、当然成り立ち得ないことになる。

この点で、平成26年判決における櫻井・金築・岡部・山浦・山崎裁判官の共同補足意見が<sup>(28)</sup>、「憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、投票価値の不均衡が違憲状態にある旨の司法の判断がされれば、国会は憲法上これを受けて自らその解消に向けて所要の適切な措置を講ずる責務を負うものと解される」と述べ、また同判決における千葉裁判官の補足意見が<sup>(29)</sup>、「憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、司法部により議員定数の配分が違憲状態であるとされた場合は、早期にその是正を図るための措置を執ることは、国会としての憲法上の責務というべきである」と述べているように、「違憲状態」との司法の判断は、国会に対して違憲状態解消のために是正の措置を講ずる憲法上の責務が生じたものと解すべきこととなる。

## (2) 最高裁から国会へのメッセージ

### ①最高裁の違憲審査の活性化

わが国の最高裁は、司法権を行使する裁判所に認められた違憲審査権を終審裁判所として行使することにより、最終的な憲法判断を行う役割を担っているが、従来はその権限の行使について必ずしも十分に機能させてこなかったとの批判がなされてきたものの、近年の最高裁判例を見る限りでは、最高裁は従前と変わってきたとの評価がなされ、これに同調する見解や最高裁の活性化を指摘する見解が主張されている<sup>(30)</sup>。とくに憲法上の問題が扱われた憲法判例においては、立法裁量が広範な領域でも、憲法上許容される裁量権が適切に行使されているかという観点から立法府の裁量権に対する統制を行って、その判断過程において比較的厳密な審査を行う手法が採用され、また、救済が必要な当事者に対しては、その方法を具体的に検討して、実際上の救済を図るような結論が導き出されており<sup>(31)</sup>、さらに、従前の判例との理論的な整合性を考慮した判断がなされている<sup>(32)</sup>。

第1に、立法裁量に対する統制と厳密な審査という点では、郵便法事件最高裁判決（最大判平成14・9・11民集56-7-1439）、在外邦人選挙権事件最高裁判決（最大判平成17・9・14民集59-7-2087）、国籍法事件最高裁判決（最大判平成20・6・4民集62-6-1367）等にあられている。まず、郵便法事件

判決では、憲法17条が定める国家賠償請求権は、「法律による具体化を予定」したものとして、立法府の裁量が広く認められる領域であることを前提にしながら、「国又は公共団体が公務員の行為による不法行為責任を負う」のが原則であるとして、他の類似した法令すなわち運送事業者の損害賠償責任を軽減している法令と比較する手法をとって、最高裁が比較的厳密な審査を行ったものである。そして、在外邦人選挙権事件判決では、憲法47条により選挙に関する事項は「法律でこれを定める」とされていることから、具体的な投票方法や選挙制度の構築については立法府の裁量が広く認められる領域であることを前提にしながら、民主主義国家における選挙権の意義の重要性を示して、「やむを得ないと認められる事由」がない限り、選挙権行使の制限をすることはできないとして、最高裁は比較的厳密な審査を行った。さらに、国籍法事件判決においては、問題となった国籍取得に関して憲法10条により「日本国民たる要件」は「法律でこれを定める」とされていることから、国籍取得の要件も立法府の裁量が広く認められる領域であることを前提にしながら、国籍が重要な法的地位であることや、本人の意思や努力では変更できない事由に基づく差別的取扱いであることを理由にして、最高裁は合理的理由の有無を「慎重に検討」する審査を行ったものである。この点で、投票価値の平等をめぐる訴訟においても、最近の最高裁判決では、選挙制度の構築については広く立法裁量が認められることを前提としながら、裁量の範囲を限定しつつ比較的厳密な審査を行っている。このように、憲法がその具体化を法律に委ねている領域において、従来は、この立法裁量の範囲を広く捉えて、立法府の判断を最大限尊重する姿勢を基本とし、最高裁は比較的緩やかに審査していたのに対して、前述した最近の判決では、問題となっている人権や憲法的価値の重要性を法原理から再確認し、その具体化としての立法裁量の行使が憲法原理に照らして適切に行使されているかどうか厳密に審査するという姿勢を最高裁が見せているといえる。

第2に、当事者の実効的救済措置の検討という点でも、とくに在外邦人選挙権事件最高裁判決や国籍法事件最高裁判決にあらわれている。在外邦人選挙権事件判決では、次回選挙で選挙権を行使する権利を有することの確認請求について、原審が、具体的紛争を離れて抽象的・一般的に法令の違憲性の判断を求めるものとして不適法としたのに対して、「選挙権は、これを行行使うことができなければ意味がないものといわざるを得ず、侵害を受けた後に争うことによって権利行使の実質を回復することができない性質のもの」として、最高裁は、確認の利益を認めたのである。また、国の立法不作為により選挙権を行使できず損害を被ったことによる国家賠償請求について、原審が、在外選挙の制度や仕組みの具体的な決定は立法府の裁量に委ねられているとして、本件の立法不作為は国家賠償法上の違法にはならないとしたのに対して、最高裁は、先例（在宅投票制度廃止事件判決・最一判昭和60・11・21民集39-7-1512）との形式的な整合性を前提にしつつ、実質的な変更を行って請求を認めたのである。そして、国籍法事件判決においては、そもそも国籍取得の要件は、権利・自由を制限する侵害的規定ではなく、創設的・受益的規定であり、国籍取得要件を定める規定そのものが違憲無効となった場合には、日本国籍取得の根拠規定が失われ、国籍取得を求める当事者の請求は認められないこととなるが、最高裁は、当該規定を法令の一部違憲とすることにより、残された合憲的な規定の部分に国籍取得の根拠を置いて、原告側の請求を認めたのである。このように、これらの事案では原審がむしろ救済に否定的な判断を示していたのに対して、最高裁は、これを覆



して、個別の救済を図る手法をとっており、そのための理論的な検討を充実させてきている。

第3に、従前の判例との理論的な整合性を考慮した判断がなされているという点では、在外邦人選挙権制限事件判決において立法不作為の国家賠償請求を認容した判断、衆議院小選挙区選挙区割不均等事件判決（平成23年判決）において一人別枠方式の合理性を否定して違憲状態とした判断、堀越事件判決（最二判平成24・12・7刑集66-12-1337）において構成要件に該当せず無罪とした判断、非嫡出子相続分差別事件判決（最大判平成25・9・4民集67-6-1320）において違憲判断の効力を特定の基準時からとした判断、等を見る限り、従前の判例との理論的な整合性を考慮して判断している面が見られる。このような傾向は、従前の憲法判例そのものを変更するというような手法を避けていることになるが、従前の判例をそのまま認めつつ新たな対応をすることによって、司法的救済と司法上の安定を得るものとして、また、国会の立法的判断を最大限尊重しつつ法的安定性を可能な限り維持するという、最高裁の姿勢として解することができる。

以上のように、近年の最高裁判例は、従前と比較した場合には、より積極的に違憲審査権を行使するようになってきているといえるが、積極的な違憲審査権の行使は、民主主義原理との間に緊張関係をはらむものであり、民主主義的正当性が希薄な場合には、裁判所としては、積極的な違憲審査権の行使には慎重にならざるを得ない。このような点で、最高裁が、憲法上の問題について判断を示しつつ、この判断をふまえた立法的措置を講ずるように国会に対してメッセージを示しているのは、裁判所としての一つの手法と捉えることができる。

## ②参議院議員選挙に関する最高裁判決における国会へのメッセージ

最高裁が、とくに立法裁量にかかわる事項について、憲法上の判断を示す中で、国会に対して一定の措置を講ずるように求める言及をしており、これを「最高裁から国会へのメッセージ」と捉えることができるが、とくに、投票価値の平等をめぐる訴訟の近年の最高裁判決では、こうしたメッセージが多く見られる。

参議院議員選挙に関する訴訟では、平成24年判決および平成26年判決が「違憲状態」との判断を示したうえで、国会に対して「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置」による違憲状態の解消を求めているが、このメッセージの原点となる言及は、平成16年判決の個別意見にあるように思われる。

平成16年判決は、平成13年選挙時の最大較差5.06倍の議員定数配分規定について合憲との判断を示しているが、9人の裁判官による多数意見は二分され、5人の裁判官による「補足意見1」では、従来の判断枠組みを維持して広く立法裁量を認めるものであるのに対して、4人の裁判官による「補足意見2」では、「立法裁量権の適切な行使」という視点を強調するものであった。後者においては、まず、「一般に、何らかの国家機関がその権限を行使するにあたって裁量権が与えられるということは、いうまでもなく、その権限をほしいままに行使してよいということの意味するわけではなく、法が、そのような裁量権を与えた趣旨に沿った権限行使がなされるのでなければならない。そして、本件で問題となる立法府の裁量についていえば、何よりもまず、立法府は、選挙制度の在り方について法律によって定めることを憲法上義務づけられているのであり（憲法47条）、ここでの裁

量権は、専らこの義務を果たすための手段として与えられているものであることを明確に認識する必要がある。すなわち、立法府に裁量権があるといっても、そこには「何もしない」という選択をする道はない。言葉を換えていうならば、ここでの立法裁量権の行使については、憲法の趣旨に反して行使してはならないという消極的制約が課せられているのみならず、憲法が裁量権を与えた趣旨に沿って適切に行使されなければならないという義務もまた付随しているものというべきである」と述べて<sup>(34)</sup>、立法裁量権の行使については「憲法が裁量権を与えた趣旨に沿って適切に行使されなければならないという義務もまた付随しているもの」と解している。これは、近年の最高裁判決における立法裁量権の統制による厳密な審査という手法に通ずるものである。そして、参議院選挙制度の在り方に関して、半数改選制を前提とした都道府県ごとの選挙区制や各選挙区への偶数配分制によって、憲法上直接の保障対象となる投票価値の平等が損なわれている場合には、「現行制度の在り方、すなわち、選挙区として都道府県を唯一の単位とする制度のあり方自体を変更しなければならなくなることは自明のことであるが、それにもかかわらず、立法府が一向にそういった作業に着手しないのは、何をどのように考慮してのことであるのか、また、そこには合理的な理由が認められるのか否かが問題」となると指摘し、「上記のような前提に立つて考えるとき、わが国の立法府は、これまで、上記の諸問題に十分な対処をしてきたものとは到底いえず、これらの問題について立法府自らが基本的にどう考え、将来に向けてどのような構想を抱くのかについて、明確にされることのないままに、単に目先の必要に応じた小幅な修正を施してきたにとどまるものと言わざるをえない。これでは、立法府が、憲法によって与えられたその裁量権限を法の趣旨に適って十分適正に行使してきたものとは評価し得ず、その結果、立法当初の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差からあまりにもかけ離れた較差を生じている現行の定数配分は、合憲とはいえないのではないかとの疑いが強い」として、参議院議員選挙に関する投票価値の平等の問題について、立法裁量権の行使が適切に行われてきたとはいえないと評価している。この補足意見2は、合憲とする多数意見に組みするもので、あくまでも「個別意見」にすぎないが、その後の最高裁判決の重要な核となるものであり、国会に対して、立法裁量権の行使の適切な在り方を示したものとなっている。

国会では、平成16年判決の後に、2004年（平成16年）7月11日に参議院選挙が施行されたが、同年12月1日に参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に設けられた選挙制度にかかわる専門委員会が、各種の是正案を検討し、2005年（平成17年）10月に同協議会に提出した報告書では、改革案が示され、2006年（平成18年）に4増4減の公職選挙法の改正（以下「平成18年改正」という）がなされたものの、5倍程度の較差に対する抜本的な改革には至らず、前述の報告書においても、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差の是正を図ったとしても、較差を4倍以内に抑えることは相当の困難がある旨の意見が示されていた。

平成18年判決も、平成16年選挙時の最大較差5.13倍の議員定数配分規定について合憲との判断を示しているが、10人の裁判官の多数意見では、平成16年判決の補足意見1の立場を基本としつつ、合憲と結論づけたが、同時に、平成16年判決の補足意見2の立場にそって、「投票価値の平等の重要性を考慮すると、選挙区間における選挙人の投票価値の不平等の是正については、国会において不断の努力をすることが望まれる」と、投票価値の平等の重要性を強調し、是正のための不断の努力

を要望している。そして、末尾の「なお書き」において、平成18年改正が、「上記の専門委員会において、平成16年大法院判決の多数意見の中に従来とは異なる厳しい姿勢が示されているという認識の下に、これを重く受け止めて検討された案に基づくものであることがうかがわれるところ、そのような経緯で行われた上記の改正は評価すべきものであるが、投票価値の平等の重要性を考慮すると、今後も、国会においては、人口の偏在傾向が続く中で、これまでの制度の枠組みの見直しをも含め、選挙区間における選挙人の投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが、憲法の趣旨にそうものというべきである」として、平成16年判決をふまえて国会が是正措置を講じたことに一定の評価をしつつも、「これまでの制度の枠組みの見直しをも含め」た検討の継続を国会に求めるものとなっている。

国会では、平成18年判決後に、2008年（平成20年）6月にあらためて参議院改革協議会の下に設置された専門委員会において協議がなされたが、次回参議院選挙までに是正措置が具体化されることはなかった。

平成21年判決も、平成19年選挙時の最大較差4.86倍の議員定数配分規定について合憲との判断を示しているが、10人の裁判官の多数意見では、平成18年改正に基づく4増4減の是正措置によって較差が縮小したことや現行の選挙制度の仕組みを大きく変更するには相応の期間を要することを考慮して、合憲とするものであるが、平成18年改正の結果による較差が、「投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存する状態であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあるといわざるを得ない」として、5倍前後の較差を「なお大きな不平等が存する状態」として判断している。そのうえで、「現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない。このような見直しを行うについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要であり、事柄の性質上課題も多く、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないが、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることにかんがみると、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれる」として、「投票価値の平等が憲法上の要請であること」を強調したうえで、「現行の選挙制度の仕組み自体の見直し」の必要性を明示して、「国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討」をするよう求めている。

国会では、平成21年判決後、前述した参議院改革協議会の下に設置された専門委員会において、2010年（平成22年）5月までの協議を経て、2013年（平成25年）に施行される通常選挙に向けて選挙制度の見直しの検討を開始することとされ、2011年（平成23年）中の公職選挙法の改正法案の提出を目途とする旨の工程表が示されたものの、具体的な較差の是正が見送られた結果、平成22年選挙を迎えた。そして、平成22年選挙後に、国会においては、平成21年判決の指摘を踏まえた選挙制度の仕組みの見直しを含む制度改革に向けた検討のため、参議院に選挙制度の改革に関する検討会が発足し、その会議において参議院議長から上記改革の検討の基礎となる案が提案され、2011年（平成23年）以降、各政党からも様々な改正案が発表されるなどしたが、上記改革の方向性に係る各会

派の意見は様々に分かれて集約されない状況が続き、同年12月以降の同検討会およびその下に設置された選挙制度協議会における検討を経て、2012年（平成24年）8月に、当面の較差の拡大を抑える措置として、選挙区選挙の4選挙区で定数を4増4減する公職選挙法の改正案が提出され、その附則には、2016年（平成28年）に施行される通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする旨の規定が置かれていた。

平成24年判決は、平成22年選挙時の最大較差5.00倍の事案を「違憲状態」と判断したが、多数意見は、「選挙制度の仕組み自体の見直しについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないこと、参議院において、同判決の趣旨を踏まえ、参議院改革協議会の下に設置された専門委員会における協議がされるなど、選挙制度の仕組み自体の見直しを含む制度改革に向けての検討が行われていたことなどを考慮すると、本件選挙までの間に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということではできない」として、国会の取組みをある程度評価しながら、違憲の判断をしなかった。そのうえで、「参議院議員の選挙制度については、限られた総定数の枠内で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて各選挙区の定数が偶数で設定されるという制約の下で、長期にわたり投票価値の大きな較差が続いてきた。しかしながら、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることや、さきに述べた国政の運営における参議院の役割に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる前記の不平等状態を解消する必要がある」と述べて、違憲状態の解消に向けて、「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改める」と具体的な改正すべき点を示して、「現行の選挙制度の仕組み自体の見直し」を国会に対して求めており、平成21年判決におけるメッセージよりも踏み込んだものとなっている。

平成24年判決の言渡し後に、4増4減を内容とする公職選挙法の改正案が成立し（「平成24年改正法」）、施行された。また、国会では、2012年（平成24年）11月以降、選挙制度協議会において、平成24年判決を受けて選挙制度の改革に関する検討が行われ、2013年（平成25年）6月に、選挙制度の改革に関する検討会において、選挙制度協議会の当時の座長から参議院議長および参議院各党派に対し、平成24年改正法の附則の定めに従って、2016年（平成28年）7月に施行される通常選挙から新選挙制度を適用すべく、2014年度（平成26年度）中に選挙制度の仕組みの見直しを内容とする改革の成案を得たうえで、2015年（平成27年）中の公職選挙法改正の成立を目指して検討を進める旨の工程表が示された。

平成26年判決は、平成25年選挙時の最大較差4.77倍の事案を「違憲状態」と判断したが、多数意見は、平成24年改正法による4増4減の措置によっても、平成24年判決が判示した平成22年選挙当時の「違憲状態」を解消するには足りず、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、平成22年選挙当時と同様に「違憲状態」にあったが、国会における是正に向けた取組み

が国会の裁量権の行使の在り方として相当なものでなかったとはいえ、違憲との判断はしなかった。そのうえで、違憲状態の解消のために国会に対する是正の取組みを求めるメッセージとして、「参議院議員の選挙制度については、これまで、限られた総定数の枠内で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みの下で、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大に伴い、一部の選挙区の定数を増減する数次の改正がされてきたが、これらの改正の前後を通じて長期にわたり投票価値の大きな較差が維持されたまま推移してきた。しかしながら、国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることや、さきに述べた国政の運営における参議院の役割等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、従来の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、国会において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約が着実に進められ、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる前記の不平等状態が解消される必要があるというべきである」と述べて、従来の改正が行ってきたような「単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず」、国会において「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的な改正案の検討と集約」を行って、「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置」による違憲状態の解消を「できるだけ速やかに」行うことを求めている。

国会では、平成25年選挙後、2013年（平成25年）9月に、参議院においてあらためて選挙制度の改革に関する検討会が開かれてその下に選挙制度協議会が設置され、同検討会において、2015年（平成27年）中の公職選挙法改正の成立を目指すことが確認されるとともに、同協議会において、同月以降おおむね月数回ずつ有識者等からの意見や説明の聴取をした上で協議が行われ、2014年（平成26年）4月には、選挙制度の仕組みの見直しを内容とする具体的な改正案として座長案が示され、その後に同案の見直し案も示された。そして、平成26年判決の後、2014年（平成26年）12月26日に、協議会の報告書が提出され、その後も様々な協議が行われた結果、「鳥取県及び島根県」と「徳島県及び高知県」の4県を二選挙区に「合区」とともに、3県で定数を6減、5県で定数を10増して、10増10減を内容とする公職選挙法の改正案が、2015（平成27年）年7月28日に成立した（以下「平成27年改正法」という<sup>(35)</sup>）。この改正によって、平成22年国勢調査の確定値によれば、最大較差は約2.97倍となる。また、この改正法には、「平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院のあり方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする」との附則が付けられている。

平成24年改正法の附則は、2016年（平成28年）に施行される通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて検討し結論を得る旨の規定を置いていたが、平成27年改正法の成立により、平成28年選挙は新たな改正内容で実施されることとなった。しかし、平成27年改正の内容が、平成26年判決が要求していた「現行の選挙制度の仕組み自体の見直し」、具体的には「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改める」ものとなっているかは疑問であ

る。たしかに、「合区」によって、都道府県単位の選挙区制度は、部分的に崩れたとはいえ、従来の都道府県単位の選挙区制度を前提とした定数配分規定がそのまま維持されており、その結果、較差は3倍未満となるものの、投票価値の平等の要請からすれば、較差の是正は不十分といわざるを得ない。この改正によっても、なお、「違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態」にあると考えるべきであろう。

以上のように、参議院議員選挙における投票価値の較差の是正をめぐる問題は、最高裁の国会へのメッセージについて、国会が対応する形で、対処されてきたものといえる。しかし、最高裁からのメッセージが度々繰り返しているように、国会が憲法の趣旨にそった是正措置を講ずることが極めて不十分な状況が続いている。

### ③衆議院議員選挙に関する最高裁判決における国会へのメッセージ

最高裁は、平成23年判決、平成25年判決および平成27年判決において、それぞれ対象となった衆議院小選挙区選挙の事案について「違憲状態」との判断を行っているが、2倍以上の較差の主たる要因となっていた「一人別枠方式」を違憲状態とし、その廃止後もこの一人別枠方式をふまえた区割基準や区割規定を違憲状態としている。「一人別枠方式」は、現行の小選挙区比例代表並立制が導入されたと同時に取り入れられたもので、小選挙区の区割基準の一つとして位置づけられ、平成11年判決が合憲と判断したものであるが、裁判官の個別意見では、当初からその合理性に疑問を示すものが見られ、とくに平成19年判決における藤田・今井・中川・田原裁判官による「4裁判官の見解」<sup>(36)</sup>では、一人別枠方式の合理性に憲法上の問題を示し、反対意見で違憲の判断をしている他の2人の裁判官を含めると、この平成19年判決では6名の裁判官が一人別枠方式の合理性を問題としていた。

平成13年判決後に、5増5減を内容とする平成14年改正法が成立したが、2005年（平成17年）9月11日施行の衆議院議員選挙が施行され、最大較差2.171倍の事案について、平成19年判決は、合憲と判断した。しかし、この平成19年判決の「4裁判官の見解」においては、平成23年判決の法廷意見の判旨につながる考え方が示されている。この「見解」は、「国会がその権限を行使して、選挙制度の仕組みを定めるに当たっては、憲法の要請する投票価値の平等を実現するように配慮しなければならず、投票価値の平等に反する制度は、合理的な理由のない限り、憲法に違反するといわなければならない」と、投票価値の平等の重要性を指摘したうえで、「一人別枠方式を採用した理由は、国会審議等によれば、過疎地域に対する配慮等の視点も必要であることから、人口の少ない県に対して定数上配慮をして、各都道府県にまず1人を配分した後に、残余の定数を人口比例で配分することとしたということであり、付随的には、改正により定数が激減する県に対する激変を緩和するためである」と、一人別枠方式を採用した理由として「過疎地域に対する配慮」と「激変緩和という点」を挙げ、前者については、「過疎地域に対する配慮という目的を達成する手段として、一人別枠方式が合理性を有するということができない」とし、後者についても、「平成6年の改正から本件改正までの期間を考えると、少なくとも本件改正の時点においては、その必要性は乏しい」とし、「一人別枠方式は、その目的及び手段において合理性の乏しい制度であって、投票価値の平等を

損なうことを正当化する理由はない」として、「本件区割規定は、その内容において、憲法の趣旨に沿うものとはいいい難い」と、いわば「違憲状態」の判断をしたうえで、「最高裁判所大法廷は、平成11年11月10日の判決において一人別枠方式に基づく当時の選挙区割りを合憲とし、平成13年12月18日の第三小法廷判決もこれを踏襲した。国会はこれらの判決を前提として行動し、本件選挙もこれに基づいて行われているのであって、本件選挙当時まで一人別枠方式を是正することなく放置した国会の不作为をもって、許される裁量の枠を超えたものと評価することは困難である。このことを考えると、本件選挙当時における本件区割規定を違憲とし、これに基づく本件選挙を直ちに違憲違法であると断定することにはなお躊躇を覚える」と、違憲との判断はしない旨結論づけている。そして、国会に対しては、「本件区割規定は、その内容において、本来憲法の趣旨に沿うものとはいいい難いであり、是正を要するものというべきである」と、一人別枠方式に基づいた区割規定の是正を求めるものとなっている。この「見解」を含めた裁判官の個別意見等の指摘に基づいて、国会が対応をするということはなかったが、国会へのメッセージという点では、この「見解」は平成23年判決につながるものであった。

平成23年判決は、平成21年選挙時の最大較差2.304倍の事案について、選挙区割基準の「一人別枠方式」に関する部分とこれに基づく選挙区割規定を「違憲状態」と判断したが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえ、違憲との判断はしなかった。そのうえで、国会に対し違憲状態の解消のために立法措置を講ずるように求めるメッセージを示している。法廷意見は、「一人別枠方式は、おのずからその合理性に時間的な限界がある」として、「本件選挙時には、もはや一人別枠方式の……合理性は失われていた」とその合理性を否定して、一人別枠方式を含む本件区割基準と本件選挙区割りが「違憲状態」にあると判断したものであり、平成19年判決の「4裁判官の見解」にそった考え方に基づいたものとなっている。そして、国会に対するメッセージとして、「国民の意思を適正に反映する選挙制度は、民主政治の基盤である。変化の著しい社会の中で、投票価値の平等という憲法上の要請に応えつつ、これを実現していくことは容易なことではなく、そのために立法府には幅広い裁量が認められている。しかし、一人別枠方式は、衆議院議員の選挙制度に関して戦後初めての抜本的改正を行うという経緯の下に、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであり、その経緯を離れてこれを見るときは、投票価値の平等という憲法の要求するところとは相容れないものといわざるを得ない。衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである」と述べている。このメッセージにおいては、投票価値の平等という憲法上の要請の下で、その合理性に時間的限界を伴う一人別枠方式がもはや認められないことから、国会に対して、「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に」かつ「できるだけ速やかに」、「投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる」ことを求めるものとなっており、その是正措置の具体的内容とし

て、「本件区割基準中の一人別枠方式を廃止」することと、「区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正」することが示されており、違憲状態の解消のためには一人別枠方式の廃止が是正措置として必須のものであることを国会に説示するものとなっている。

国会では、平成23年判決を受けて、各政党による検討や協議を経て、複数の政党の提案にかかわる改正法案がそれぞれ国会に提出されが、2012年（平成24年）11月16日に、一人別枠方式を定める旧区画審設置法3条2項の削除と0増5減を内容とする改正法案が成立した。この平成24年改正法は、附則において、旧区画審設置法3条2項を削除する改正規定は公布日から施行するものとする一方で、各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする改正後の公職選挙法の規定は次回の総選挙から適用する（公職選挙法の改正規定は別に法律で定める日から施行する）ものとし、上記0増5減を前提に、区画審が選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように選挙区割りを改める改定案の勧告を公布日から6月以内に行い、政府がその勧告に基づいて速やかに法制上の措置を講ずべき旨を定めていた。この平成24年改正によって、平成23年判決が違憲状態と判断した「一人別枠方式」に関する部分の区割基準は廃止され、最高裁のメッセージにそった是正措置が国会により講じられたと評価することもできる。しかしながら、平成24年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、その1か月後の12月16日に衆議院議員総選挙が施行されたことから、この選挙までに新たな選挙区割りを定めることは時間的に不可能であったため、平成24年選挙は平成21年選挙と同様に旧区割規定とこれに基づく旧選挙区割りの下で施行されたものであった。したがって、国会は、平成23年判決を受けて、そのメッセージにそった対応を一応取ったかたちにはなるが、次回選挙にその是正内容を反映させるには至らなかったことになる。そして、平成24年選挙後に、平成24年改正法の附則の規定に従って区画審による審議が行われ、2013年（平成25年）3月28日に、区画審は内閣総理大臣に対し選挙区割りの改定案の勧告を行い、同年4月12日に、内閣は、平成24年改正法に基づいて、0増5減を内容とする公職選挙法の改正規定の施行期日を定めるとともに、この改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正事項（旧区割規定の改正規定及びその施行期日）を定める法制上の措置として、改正法案を国会に提出し、同年6月24日に、この改正法案が成立した。この平成25年改正法は、平成24年改正法の附則の規定に基づいて、各都道府県の選挙区数の0増5減を前提にして、選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めるものであった。ただし、その他の選挙区の見直しは除外されているため、これらの選挙区では、一人別枠方式を前提とした区割基準による選挙区割りが、そのまま残されていることになる。かくして、国会は、平成23年判決を受けて、平成24年改正法および平成25年改正法によって、「本件区割基準中の一人別枠方式を廃止」することを実現したが、「区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正」することについては、一部の選挙区割りを改めたのみにとどまった。

平成25年判決は、平成24年選挙時の最大較差2.425倍の事案について、平成21年選挙と同様の旧区割規定およびこれに基づく旧選挙区割りを再び「違憲状態」と判断したが、法廷意見は、平成24年改正法の成立やその後の国会における是正の実現に向けた取組みが、平成23年判決の趣旨をふまえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったとはいえないので、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったとはいえず、違憲との判断はしなかった。そのうえで、「投票価値



の平等は憲法上の要請であり、一人別枠方式の構造的な問題は最終的に解決されているとはいえないことは前記のとおりであって、国会においては、今後も、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである」として、一人別枠方式の構造的な問題が残されており、国会に対して、「新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組」を求めたメッセージを示している。

平成24年選挙の施行後、平成25年判決が言渡される前に、前述の平成25年改正法が成立し、その前後を通じて、国会では、引き続き検討が行われ、平成25年判決の後、2014年（平成26年）6月には、衆議院に衆議院選挙制度に関する調査会が設置されて、衆議院議員選挙制度の在り方の見直しが進められた。しかし、平成26年選挙は、平成24年改正法および平成25年改正法に基づいて、一人別枠方式を廃止して、0増5減によって選挙区数が295とされ、このうち42選挙区における区割りの改定がなされたものの、残余の選挙区は、一人別枠方式の下で配分された旧選挙区割りがそのまま維持されたままで、施行されたものであった。

平成27年判決は、平成26年選挙時の最大較差2.129倍の事案について、平成25年改正後の選挙区割りが、平成24年選挙当時と同様に「違憲状態」にあったと判断したが、法廷意見は、「平成21年選挙に関する平成23年大法廷判決を受けて、立法府における是正のための取組が行われ、本件選挙までの間に是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正及びこれに基づく選挙区割りの改定が行われたものといえることができる」として、「平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの国会における是正の実現に向けた取組は、上記改正法の施行後に更なる法改正にまでは至らなかったものの、同判決及び平成25年大法廷判決の趣旨に沿った方向で進められていたものといえることができる」と一定の評価を示して、違憲との判断はしなかった。そのうえで、「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、国会においては、今後も、前記のとおり衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである」と、国会に対して、「新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組」を、平成25年判決と同様に求め、さらにより具体的に、「投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直し」について検討を求めている。ここでは、区割基準を定める新区画審設置法3条の趣旨にそって、すなわち較差が2倍未満となる選挙区割りの整備を要求し、そのためには、平成25年改正法の内容では不十分であり、「投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直し」をすることが、国会に対するメッセージとなっている。

平成27年判決後に、衆議院選挙制度に関する調査会の答申が、2016年（平成28年）1月14日に衆議院議長に提出された<sup>(37)</sup>。現行制度で475の衆議院議員定数を、小選挙区選挙で6、比例代表選挙で4減らして、465とし、小選挙区における投票価値の較差の是正については、10年ごとに都道府県への定数配分を見直すことを原則に、5年後に較差が2倍以上になった場合には、各都道府県内の選挙区割りの見直しを行うとするものである。2010年（平成22年）の国勢調査に基づく試算では、都

道府県レベルで7増13減の見直しが必要となり、都道府県ごとの較差は最大1.62倍となるとされる。この答申の内容にそって改定がなされ、各選挙区間の較差が2倍未満になるのであれば、平成27年判決が国会に求めた「新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備」が図られることになり、「投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直し」に着手したことになる。こうした点では、最高裁から国会へのメッセージが効果的な機能を果たすものとみることもできる。しかし、この答申が、今後の国会や政党間における議論の展開によって、最高裁の判断にそった内容で実現されるかどうかは不透明である。国会が、国民代表機関であり、選挙による代表者の選出が、憲法上の原則に従って適切になされなければならない、投票価値の平等が憲法上の要請であることから、選挙制度の見直しの責務を憲法上委ねられている国会は、今後、最高裁から是正の指摘を受けることなく、適切にその立法裁量権を行使することが必要とされている。そもそも、衆議院議員選挙については、選挙区間の較差を可能な限り1対1に近づけることが、憲法の要求する投票価値の平等に応えるものでなければならないはずである。

#### 4. おわりに

衆議院議員選挙および参議院議員選挙に関する投票価値の平等をめぐる訴訟において、最高裁は、5年にわたって毎年、それぞれの選挙時の選挙区割規定や議員定数配分規定について、「違憲状態」との判断を示しつつ、各判決において、違憲状態の解消のために国会に対して必要な取組みを求める説示を行ってきた。そして、平成25年判決以降の最高裁判決においては、投票価値の平等をめぐる訴訟における合憲性の判断の枠組みを整理し、これが「憲法の予定している司法権と立法権との関係」に由来するものであることを示している。選挙制度に関する事項が憲法上広く国会の裁量的権限に委ねられていることを前提に、この事項について裁判所が憲法判断をする場合の手順を示しているともいえる。そこでは、国会の立法裁量を尊重する立場から、裁判所はその立法裁量権の行使が憲法上適切になされたかどうか、すなわち憲法上の権利や原則との適合性をふまえて、判断するというものであり、憲法との適合性については最終的に最高裁が判断することになる。その際に、立法裁量権の行使について、憲法上の権利や原則との関係から、裁量の範囲を枠付けて適切な行使となるように、国会に対して付言や説示を示しているものが、「国会に対するメッセージ」として位置づけられるものである。しかし、このメッセージは、たとえば、法廷意見として示されているものと個別意見で言及されているものとは、その規範的意味も異なるし、また具体的に説示されている内容によっても、その位置づけは異なるものとならざるを得ない。

しかし、最高裁が「憲法の予定している司法権と立法権との関係」と位置づけて、国会の立法裁量権を尊重する立場をとることについては、たしかに、「司法権」と「立法権」との関係では、両者は三権分立の原理からして、いわば対等な関係であり、司法権の担い手たる最高裁が、立法権を担当する国会を、可能な限り尊重するという姿勢も理解できないわけではないが、裁判所による憲法判断とくに最高裁による憲法判断を「司法権」の行使という観点からのみ捉えるのであれば問題であり、これは本来「違憲審査権」の行使として解すべきものである。したがって、憲法上の問題に

対する最高裁の憲法判断については、国会の立法裁量権を憲法原理に従ってより限定的に解すべきである。こうした観点からは、投票価値の平等をめぐる訴訟において、最高裁は、国会の裁量的権限をよりいっそう限定して憲法上の判断をすべきことになる。最高裁のように、「憲法の予定している司法権と立法権との関係」として位置づけることの積極的な意味は、立法府を尊重し、国会の自覚を促しながら、法的状況の激変を緩和する面にあるように思われるが、消極的な面としては、違憲もしくは違憲状態の状況を常態化させることにもなり、権利救済が遅れることにもなりかねず、違憲審査制の本質にもかかわる問題である。

また、「対話的違憲審査」の理論によれば、最高裁が示した「憲法の予定している司法権と立法権との関係」は、両者の対話として理解されるものとなり、優れて妥当な考え方ということが出来る。しかし、「対話」という文言の表現からは、いわば対話の当事者の対等性が前提となるが、憲法問題における最高裁の判断とそれに対する国会の対応というものを対等な関係として捉えることは適切でないし、そもそもこの理論がそのように位置づけているものではない。こうした点では、今後のさらなる理論的な蓄積が必要であると思われる。

#### 〈注〉

- (1) 最大判平成27・11・25（平成27（行ツ）253選挙無効請求事件）裁判所 HP（[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp)）。
- (2) 最大判平成23・3・23民集65-2-755。最高裁は、この平成23年判決で、平成21年8月30日施行の衆議院総選挙について、小選挙区の選挙区割基準のうち「一人別枠方式」にかかわる部分を「違憲状態」とし、選挙区間の最大較差2.304倍の選挙区割規定を「違憲状態」と判断した。
- (3) 最大判平成25・11・20民集67-8-1503。最高裁は、この平成25年判決で、平成24年12月16日施行の衆議院総選挙について、小選挙区選挙の選挙区間における最大較差2.425倍の選挙区割規定を「違憲状態」と判断した。
- (4) 最大判平成26・11・26民集68-9-1363。最高裁は、この平成26年判決で、平成25年7月21日施行の参議院通常選挙について、選挙区選挙の選挙区間における最大較差4.77倍の議員定数配分規定を「違憲状態」と判断した。
- (5) 最大判平成24・10・17民集66-10-3357。最高裁は、この平成24年判決で、平成22年7月11日施行の参議院通常選挙について、選挙区選挙の選挙区間における最大較差5.01倍の議員定数配分規定を「違憲状態」と判断した。
- (6) 現在の衆議院議員は、平成26年12月14日の衆議院総選挙で選出されているが、小選挙区選出議員（総定数475のうち295）については、小選挙区295の選挙区間の最大較差が1対2.129で、平成27年判決により「違憲状態」と判断されている。また、現在の参議院議員は、平成25年7月21日の参議院通常選挙と平成22年7月11日の参議院通常選挙で、それぞれ半数ずつ選出されているが、選挙区選出議員（総定数242のうち146）については、選挙区間の最大較差が、平成25年選挙では1対4.77、平成22年選挙では1対5.01で、それぞれ平成26年判決と平成24年判決により「違憲状態」と判断されている。最高裁は、選挙区割や議員定数配分が議員総数との関係で決定され、相互に有機的に関連するものであることから、不可分一体のものと捉えて、配分規定が全体として違憲の瑕疵を帯びるものと判断している（最大判昭和51・4・14民集30-3-223）ことから、衆議院小選挙区選挙の選

挙区割規定や参議院選挙区選挙の議員定数配分規定は、全体として「違憲状態」と考えるべきものである。したがって、衆議院議員475人のうち約3分の2に当たる小選挙区選出の295人と、参議院議員242人のうち約3分の2に当たる地方区選出の146人は、「違憲状態」で選出されていることになり、国会議員のおよそ3分の2の議員が、「違憲状態の選挙で選出」されているのが現状である。拙稿「今日の国政状況における憲法問題－憲法違反の政治状況に対して「立憲主義を取り戻す」－」（中京ロイヤー23号、2015年）19頁以下参照。

- (7) 近年の最高裁の憲法判例においては、立法裁量が広範な領域でも、憲法上許容される裁量権が適切に行使されているかという観点から裁量権に対する統制を行って、その判断過程において比較的厳密な審査を行う手法が採用され、また、救済が必要な当事者に対して、その方法を具体的に検討して、実際上の救済を図るような結論が導き出されているという状況が見られる。拙稿「最高裁の違憲審査の活性化と憲法判例－最近の最高裁判決をめぐって－」（中京ロイヤー18号、2013年）101頁以下参照。
- (8) 佐々木雅寿『対話的違憲審査の理論』（三省堂、2013年）、同「最高裁判所と政治部門との対話－対話的違憲審査の理論－」（論究ジュリスト12号、2015年）206頁以下、同「衆議院小選挙区制の下での最高裁と国会との継続的対話」（岡田信弘・笹田栄司・長谷部恭男編『憲法の基底と憲法論』信山社、2015年）755頁以下参照。
- (9) 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』（第六版、岩波書店、2015年）262頁～266頁、野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅱ』（第5版、有斐閣、2012年）16頁～34頁、辻村みよ子『憲法』（第4版、日本評論社、2012年）331頁～333頁参照。
- (10) 野中・中村・高橋・高見・前掲注(9)19頁参照。
- (11) 芦部・前掲注(9)141頁。
- (12) 辻村・前掲注(9)337頁参照。
- (13) 芦部・前掲注(9)146頁。
- (14) 「真にやむを得ない合理的な理由」の1つとして、「過疎化」や「地域間格差」に基づく「地域代表」を容認する立論がある。
- (15) さらに、「原則はあくまで1対1であることから、衆議院の場合と同様、技術的に人口比例原則を徹底しうる場合には、たとえ1対2以内でも違憲性を認めうるような厳格な基準を設定することに、憲法理論上妥当性がある」とする見解もみられる。辻村・前掲注(9)341頁。
- (16) 平成23年判決（最大判平成23・3・23民集65-2-755）に関する評釈としては、以下のものを参照。岡田信弘「衆議院議員総選挙と「投票価値の平等」－「一人別枠方式」の合憲性」（『平成23年度重要判例解説』、2012年）8頁以下、榎透「一人別枠方式と選挙区割規定の合憲性－衆議院総選挙無効訴訟2011年最高裁判決」（法学セミナー679号、2011年）116頁、中林暁生「衆議院議員選挙『一票の較差』違憲訴訟」（法学教室365号別冊付録『判例セレクト2010』、2011年）8頁、片桐直人「衆議院小選挙区選出議員の選挙区割規定の合憲性」（『速報判例解説』vol.9、2011年）27頁以下、渡辺康行「最新判例批評：衆議院小選挙区選挙における区割基準、区割りおよび選挙運動上の差異の合憲性」（判例時報2136号、2012年）158頁以下、平井直也「衆議院小選挙区選挙における『一票の格差』に関する最高裁大法廷判決」（法律のひろば64巻8号、2011年）53頁以下、新井誠「衆議院議員小選挙区選挙の『一人別枠方式』の違憲状態と立法裁量統制－最大判平成23年3月23日の検討」（法律時報83巻7号、2011年）1頁以下、長谷部恭男「1人別枠方式の非合理性－平成23年3月23日大法廷判決について」（ジュリスト1428号、2011年）48頁以下、岩井伸晃・小林宏司「衆議院議員定数訴訟最高裁大法廷判決の解説と全文」（ジュリスト1428号、2011年）56頁以下、宍戸常寿「一票の較差をめぐる『違憲審査のゲーム』（投票価値の平等）」（論究ジュリスト1号、2012年）41頁以下、安西文雄「一人別枠方式の合理性」（『憲法判例百選Ⅱ（第6版）』、2013年）338頁以下。
- (17) 平成25年判決（最大判平成25・11・20民集67-8-1503）に関する評釈としては、以下のものを参照。

横山真通「平成24年衆議院議員総選挙に係る定数訴訟最高裁大法廷判決」(法律のひろば65巻5号、2014年)56頁以下、齊藤一久「平成24年衆議院議員選挙無効訴訟」(法学セミナー709号、2014年)118頁、赤坂正浩「平成24年衆議院議員選挙と「1票の較差」」(『平成25年度重要判例解説』、2014年)8頁以下、西村枝美「違憲状態とされた1人別枠方式を含む区割のまま行われた衆議院選挙の合憲性」(『速報判例解説』vol.14、2014年)35頁以下、只野雅人「違憲状態判決の「重み」」(法律時報86巻1号、2014年)1頁以下、倉田玲「最新判例批評：投票価値の平等と司法審査の限界－2012年衆議院議員総選挙定数訴訟大法廷判決」(判例時報2223号、2014年)132頁以下、「時の判例：衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法(平成24年法律第95号による改正前のもの)13条1項、別表第1の規定の合憲性」(ジュリスト1470号、2014年)64頁以下。

- (18) 平成26年選挙について、投票価値の平等に反するとして選挙無効訴訟が提起され、2015年(平成27年)3月から4月にかけて、17件の高等裁判所判決が出された。このうち、「合憲」とする判決が4件、「違憲状態」とする判決が12件、「違憲」とする判決が1件で、小選挙区選出議員が「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態」で選出されていることを認める判断が大多数となっていた。
- (19) 最大判平成27・11・25(平成27(行ツ)253選挙無効請求事件)裁判所HP([http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp))、千葉勝美裁判官の補足意見。
- (20) 昭和58年判決は、最大較差5.26対1で、しかも逆転現象が存在する事案について、「本件参議院議員定数配分規定の下においては、前記のように、投票価値の平等の要求も、人口比例主義を基本として選挙区割及び議員定数の配分を定めた選挙制度の場合と同一に論じ難いことを考慮するときには、本件参議院議員選挙当時に選挙区間において議員一人当たりの選挙人数に前記のような較差があり、あるいはいわゆる逆転現象が一部の選挙区においてみられたとしても、それだけではいまだ前記のような許容限度を超えて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたとするには足りないものというべきである」として、合憲と判断したものである。
- (21) 平成8年判決は、最大較差6.59対1の事案について、「本件選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差等からして、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたものといわざるを得ないが、本件選挙当時において本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものと断ずることはできない」として、合憲と判断したものである。
- (22) 平成16年判決(最大判平成16・1・14民集58-1-56)に関する評釈としては、以下のものを参照。福井章代「時の判例：公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」(ジュリスト1280号、2004年)120頁以下、寺島壽一「参院非拘束名簿式比例代表制と定数配分規定の合憲性」(『平成16年度重要判例解説』、2005年)13頁以下、藤井樹也「参議院非拘束名簿式比例代表制及び議員定数配分規定の合憲性」(法学教室294号〈判例セレクト2004(憲法2)〉、2005年)4頁、近藤敦「参議院の議員定数と憲法14条」(法学セミナー605号、2005年)122頁、新井誠「参議院議員選挙をめぐる2つの最高裁大法廷判決－参議院選出議員定数配分と非拘束名簿式代表制の合憲性」(法学セミナー594号、2004年)68頁以下、野中俊彦「非拘束名簿式比例代表制および選挙区選出議員定数配分規定の合憲性」(法学教室286号、2004年)4頁以下、今関源成「参院定数不均衡最高裁判決－最高裁2004年1月14日大法廷判決をめぐって」(ジュリスト1272号、2004年)88頁以下、林知更「参議院非拘束名簿式比例代表制の合憲性」(『憲法判例百選Ⅱ(第6版)』、2013年)340頁以下。
- (23) 平成18年判決(最大判平成18・10・4民集60-8-2696)に関する評釈としては、以下のものを参照。谷口豊「時の判例：公職選挙法(平成18年法律第52号による改正前のもの)14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」(ジュリスト第1337号、2010年)100頁以下、中谷実「最新判例批評：公職選挙法(平成18年法律第52号による改正前のもの)14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」(判例時報1981号、2008年)164頁以下、上脇博之「参議院選挙区選挙の最大較差5.13倍を違憲とはしなかった2006年最高裁大法廷判決」

(『速報判例解説』 vol.1、2007年) 9頁以下、木下智史「参議院議員定数配分規定の合憲性」(『平成18年度重要判例解説』、2007年) 6頁以下、多田一路「参議院議員選挙における定数配分の合憲性」(法学セミナー626号、2007年) 116頁。

- (24) 平成21年判決(最大判平成21・9・30民集63-7-1520)に関する評釈としては、以下のものを参照。鎌野真敬「参議院定数訴訟最高裁大法廷判決の解説と全文」(ジュリスト1395号、2010年) 52頁以下、只野雅人「最新判例批評：公職選挙法14条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」(判例時報2072号、2010年) 164頁以下、井上典之「参議院定数訴訟における投票価値の平等－平成21年大法廷判決とその含意」(ジュリスト1395号、2010年) 31頁以下、上脇博之「参議院選挙区選挙の最大較差4.86倍を「大きな不平等」として選挙制度の仕組みの見直しを求めた2009年最高裁大法廷判決」(『速報判例解説』 vol.6、2010年) 19頁以下、岡田信弘「参議院議員定数不均衡訴訟」(法学教室353号〈判例セレクト2009(憲法1)〉、2010年) 3頁、上田健介「参議院議員定数配分規定の合憲性」(『平成21年度重要判例解説』、2010年) 8頁以下、榎透「参議院議員定数配分規定の合憲性」(法学セミナー661号、2010年) 126頁。
- (25) 平成24年判決(最大判平成24・10・17民集66-10-3357)に関する評釈としては、以下のものを参照。「時の判例：公職選挙法14条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」(ジュリスト1457号、2013年) 90頁以下、吉川和宏「最新判例批評：平成22年7月に施行された参議院選挙区選出議員選挙の選挙区間の1対5.00の投票価値の不平等が、違憲の問題が生じる程度に達しているとされた事例」(判例時報2187号、2013年) 148頁以下、上田健介「参議院議員定数配分規定の合憲性」(『速報判例解説』 vol.12、2013年) 35頁以下、新井誠「参議院議員定数不均衡訴訟上告審判決」(『平成24年度重要判例解説』、2013年) 8頁以下、榎透「参議院議員定数配分規定の合憲性：2012年最高裁判決」(法学セミナー697号、2013年) 128頁、只野雅人「参議院議員定数不均衡訴訟」(法学教室401号〈判例セレクト2013 [I]〉、2014年) 4頁、工藤達朗「参議院議員選挙と投票価値の平等－参議院議員選挙無効請求事件」(論究ジュリスト4号、2013年) 92頁以下、横山真通「平成22年参議院議員通常選挙に係る定数訴訟最高裁大法廷判決」(法律のひろば66巻8号、2013年) 51頁以下、辻村みよ子「参議院における議員定数不均衡」(『憲法判例百選Ⅱ(第6版)』、2013年) 332頁以下。
- (26) 平成26年判決(最大判平成26・11・26民集68-9-1363)に関する評釈としては、以下のものを参照。「時の判例：公職選挙法14条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」(ジュリスト1476号、2015年) 66頁以下、高作正博「最新判例批評：公職選挙法14条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」(判例時報2265号、2015年) 132頁以下、櫻井智章「4増4減改正後でもなお「違憲状態」と判断した参議院「一票の格差」平成26年判決」(『速報判例解説』 vol.17、2015年) 15頁以下、市川正人「平成25年参議院議員選挙と「一票の較差」」(『平成26年度重要判例解説』、2015年) 8頁以下、齊藤一久「平成25年参議院議員選挙無効訴訟」(法学セミナー721号、2015年) 110頁。
- (27) 平成26年判決および平成27年判決では、平成25年判決で述べられていた「段階」的な判断という表示がなくなっている。
- (28) 最大判平成26・11・26民集68-9-1363、櫻井龍子裁判官・金築誠志裁判官・岡部喜代子裁判官・山浦善樹裁判官・山崎敏充裁判官の共同補足意見。
- (29) 最大判平成26・11・26民集68-9-1363、千葉勝美裁判官の補足意見。
- (30) 滝井繁男『最高裁判所は変わったか－裁判官の自己検証』(岩波書店、2009年)、同「わが国最高裁判所の役割をどう考えるか」(法律時報82巻4号、2010年) 50頁以下、同「最高裁の憲法上の役割と国民の期待」(憲法問題23号、2012年) 121頁以下、佐藤岩夫「最高裁判所は変わったか－企画趣旨と今後の議論への示唆」(法律時報82巻4号、2010年) 46頁以下、宍戸常寿「最高裁と『違憲審査の活性化』」(法律時報82巻4号、2010年) 57頁以下、小山剛「最高裁判所は変わったか？」(憲

法問題23号、2012年) 135頁以下、土井真一「法の支配と違憲審査制」(論究ジュリスト2号、2012年) 165頁以下、「〔座談会〕違憲審査制と最高裁の活性化」(論究ジュリスト2号、2012年) 183頁以下、戸松秀典「憲法訴訟の現状分析・序論」(戸松秀典・野坂泰司編『憲法訴訟の現状分析』有斐閣、2012年) 10頁、拙稿・前掲注(7) 101頁以下、参照。

- (31) 最近の最高裁の違憲判決では、立法裁量に対する統制と厳密な審査を行い、当事者の実効的救済措置をはかるといふ様相が見られる。郵便法賠償責任制限規定違憲判決(最大判平成14・9・11民集56-7-1439)、在外邦人選挙権制限規定違憲判決(最大判平成17・9・14民集59-7-2087)、国籍法要件規定違憲判決(最大判平成20・6・4民集62-6-1367)、非嫡出子相続分差別規定違憲判決(最大判平成25・9・4民集67-6-1320)参照。
- (32) 最近の最高裁の違憲判決では、従前の判例との理論的な整合性を考慮した判断がなされている様相が見られる。在外邦人選挙権制限規定違憲判決(最大判平成17・9・14民集59-7-2087)、非嫡出子相続分差別規定違憲判決(最大判平成25・9・4民集67-6-1320)参照。
- (33) 見平典「憲法学と司法政治学の対話－違憲審査制と憲法秩序の形成のあり方をめぐって－」(法律時報86巻8号、2014年) 97頁参照。
- (34) さらに、平成16年判決の補足意見2は、次のように述べている。「立法府には、複雑高度な政策的考慮に基づく判断がゆだねられなければならないからこそ、こういった考慮を適切に行い、与えられた裁量権を十二分に行使して、正に立法府でなければ行えない判断をする責務がある。こうして導かれた判断につき、その内容自体が政策上最適のものであったか否かは、違法問題ではなく、司法権の判断の及ぶ限りでないことは、いうまでもない。しかしながら、結論に至るまでの裁量権行使の態様が、果たして適正なものであったかどうか、例えば、種々の要素を考慮に入れて時宜に適した判断をしなければならないのに、いたずらに旧弊に従った判断を機械的に繰り返しているといったことはないか、当然考慮に入れるべき事項を考慮に入れず、又は考慮すべきでない事項を考慮し、又はさほど重要視すべきでない事項に過大の比重を置いた判断がなされてはいないか、といった問題は、立法府が憲法によって課せられた裁量権行使の義務を適切に果たしているか否かを問うものとして、法的問題の領域に属し、司法的判断になじむ事項として、違憲審査の対象となりうるし、また、なされるべきものである」。
- (35) 法令解説「いわゆる合区を含む参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正」(時の法令1988号、2015年) 18頁以下参照。
- (36) 平成19年判決(最大判平成19・6・13民集61-4-1617)には、3人の裁判官の各反対意見、3人の裁判官の各意見、4人の裁判官の各補足意見のほかに、藤田・今井・中川・田原裁判官による「4裁判官の見解」と題された意見が付加され、このうち藤田・今井・中川裁判官は、別途にそれぞれ「意見」を述べ、田原裁判官も別途に「反対意見」を述べている。
- (37) 衆議院選挙制度に関する調査会の答申については、『朝日新聞』2016年1月15日付紙面参照。